

第四期

島本町地球温暖化対策実行計画

平成 29 年 3 月

島 本 町

目次

	Page
第1章 実行計画の背景	1
第1節 地球温暖化問題	1
第2節 国内外対策の動向.....	4
第2章 実行計画の基本的事項	6
第1節 実行計画策定の目的	6
第2節 実行計画の位置付け	6
第3節 実行計画の期間	7
第4節 実行計画の範囲	8
第5節 対象とする温室効果ガス.....	9
第6節 温室効果ガスの算定方法等	10
第3章 島本町の概況	13
第1節 本町の位置.....	13
第2節 自然的条件.....	14
第3節 社会的条件.....	18
第4章 温室効果ガス排出状況	20
第1節 活動量	20
第2節 温室効果ガス排出量	21
第5章 温室効果ガス別排出量	23
第1節 二酸化炭素.....	23
第2節 二酸化炭素以外の温室効果ガス	24
第6章 温室効果ガス削減のため実施してきた取組と成果	26
第1節 実施してきた取組.....	26
第2節 取組の成果.....	30
第7章 削減目標の設定	36
第1節 基本方針	36
第2節 削減目標	36

第8章 削減目標達成に向けた取組	38
第1節 取組項目	38
第2節 情勢の変化への対応	42
第9章 推進方策	44
第1節 推進体制	44
第2節 運用管理	47
資料編	51
基準年の活動量と温室効果ガス排出量	51
用語解説	53

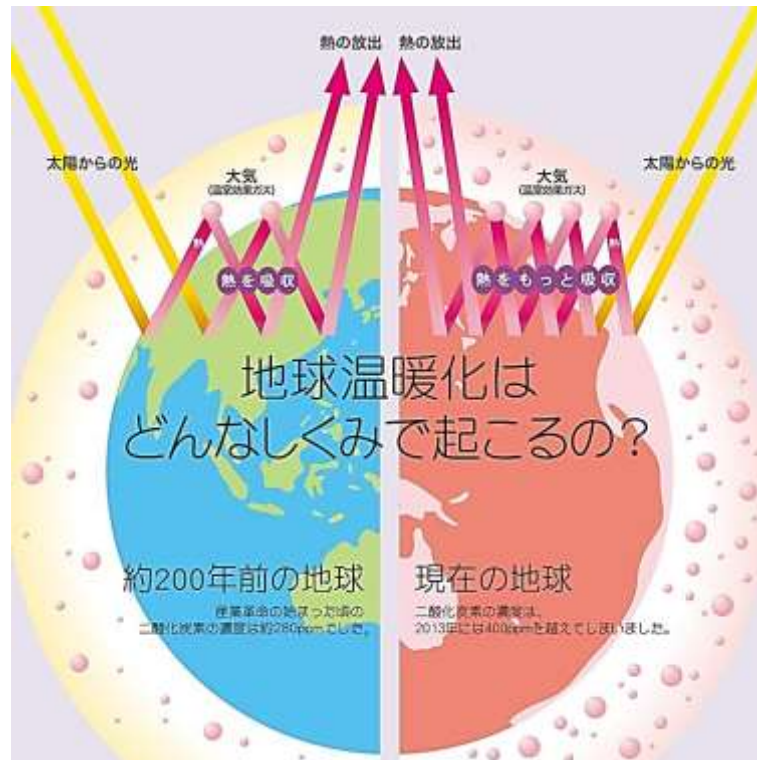
第1章 実行計画の背景

第1節 地球温暖化問題

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面からでた熱は、宇宙へと放射されます。しかし、その全てがそのまま宇宙へ放出されているわけではなく、地球の表面を取り巻く大気により調整されるため、急激な温度変化が緩和されています。

大気中の二酸化炭素は約0.04%とごくわずかですが、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を約14℃に保つために大きな役割を担っています。このような気体を温室効果ガスと呼んでいます。もし、この温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は-19℃程度になってしまいます。



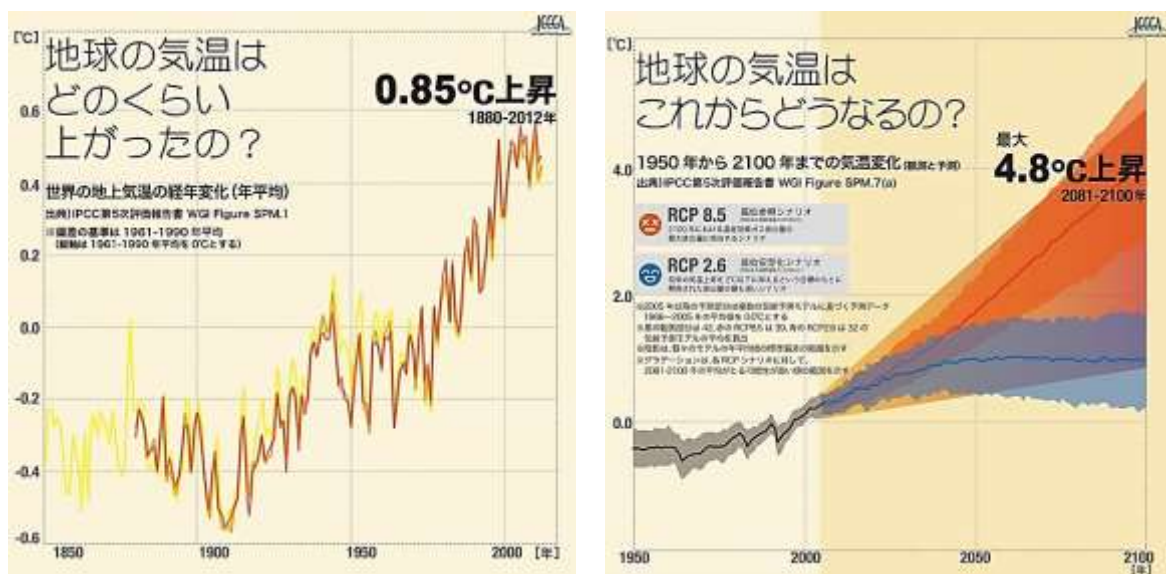
資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

(2) 地球温暖化による気温の上昇

18世紀後半頃からの産業革命に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は産業革命前（1750年頃）と比べ約40%増加しています。年平均気温では、1961-1990年平均を0℃とすると1880-2012年平均では0.85℃も上昇していることが分かります。二酸化炭素の排出量と世界平均地上気温の上昇変化は、おおむね比例関係にあるとされているため、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。

IPCC第5次評価報告書によると2100年の世界地上平均気温は、現在（1986-2005年）と比較して0.3~4.8℃上がると予測されています。日本において排出される温室効果ガスの9割以上は二酸化炭素ですが、メタンなど他の温室効果ガス、とりわけフロンなど人工の温室効果ガスは二酸化炭素の数千倍の温室効果があり、わずかな量でもその影響が心配されています。このように、地球温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これが人為的な活動に起因することは、疑いの余地はありません。



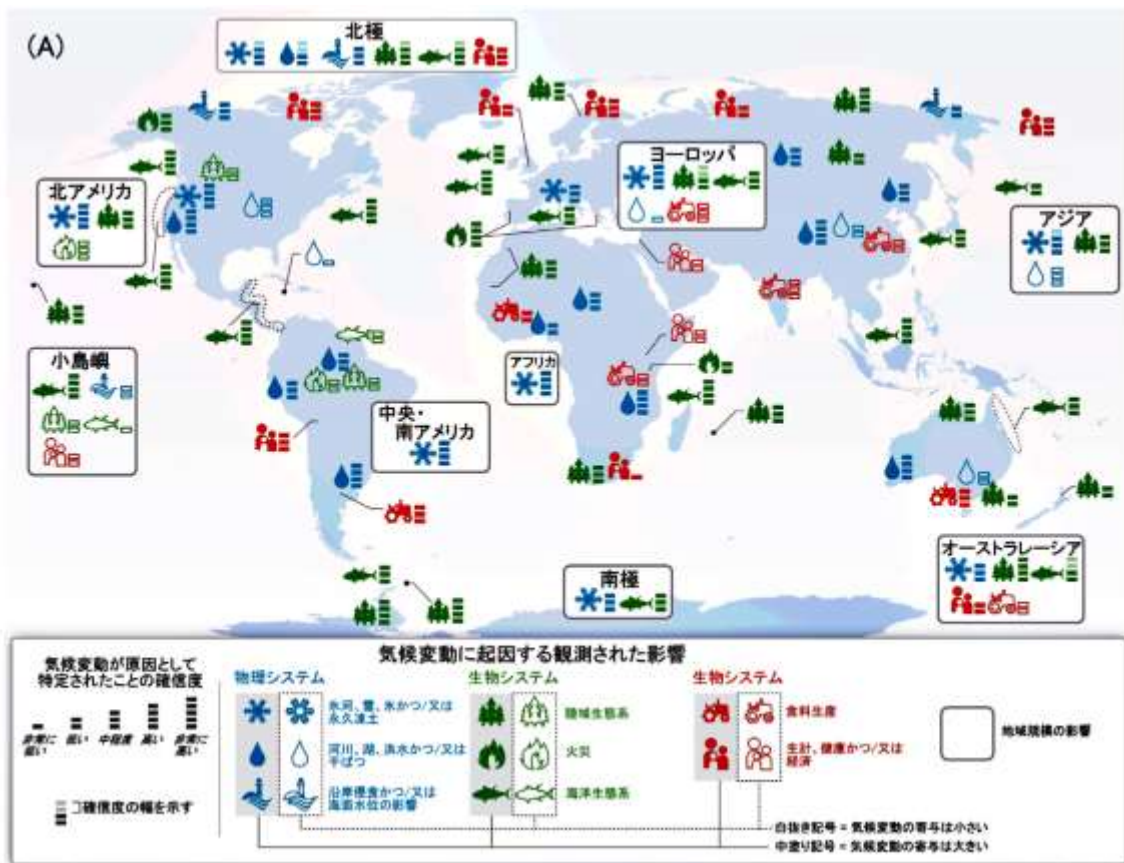
資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-2 世界の地上気温の経年変化

(3) 地球温暖化による影響

IPCC 第 5 次評価報告書によると、ここ数十年、気候変動は世界中での大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えているとされています。日本を含むアジアでは、陸域及び海洋生態系の変化や河川や湖等の洪水や干ばつは、高い確信度で気候変動が原因であるとされています。

このような変化が続くことで、①高潮、沿岸域の氾濫及び海面上昇等によるリスク、②大都市部への洪水による被害のリスク、③極端な気象現象によるインフラ等の機能停止リスク、④特に脆弱な都市住民層についての、極端な暑熱期間における死亡や疾病のリスク、⑤温暖化、干ばつ等による食糧システム崩壊のリスク、⑥水資源不足と農業生産性減少による農村部の生計及び所得損失のリスク、⑦沿岸地域における重要な海洋生態系損失のリスク、⑧陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失リスクが挙げられています。



資料：環境省 IPCC 第 5 次評価報告書の概要

図 1-3 科学的文献に基づく気候変動が原因であると特定された広範囲にわたる影響

第2節 国内外対策の動向

国内外における地球温暖化対策の主な動向は、以下のとおりです。

表 1-1 地球温暖化を巡る国内外の主な動向 (1/2)

年	国内の動向	国外の動向
1990 (平成 2)	<p>■地球温暖化防止計画の策定</p> <p>最初の政府の地球温暖化対策。</p>	
1992 (平成 4)		<p>■気候変動に関する国際連合枠組条約</p> <p>第5回気候変動に関する政府間交渉(INC5)でまとめられた国際的枠組み条約。</p>
1997 (平成 9)		<p>■京都議定書の採択</p> <p>先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。</p>
1998 (平成 10)	<p>■改正エネルギーの使用の合理化に関する法律の制定</p> <p>■地球温暖化対策推進大綱</p> <p>日本政府各省庁の地球温暖化対策をとりまとめたもの。</p> <p>■地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議(COP3)を踏まえた地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。</p>	<p>■ブエノスアイレス行動計画</p> <p>京都議定書に関する主要な論点について、詳細なルールを合意するよう努めることを合意。</p>
1999 (平成 11)	<p>■地球温暖化対策に関する基本方針</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた政府の温暖化対策に関する基本方針。</p>	
2001 (平成 13)		<p>■ボン合意</p> <p>■マラケシュ合意</p>
2002 (平成 14)	<p>■地球温暖化対策推進大綱</p> <p>京都議定書締結のために見直したもの。</p> <p>■気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律</p>	
2005 (平成 17)	<p>■エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正</p>	<p>■京都議定書発効</p>
2006 (平成 18)	<p>■地球温暖化対策の推進に関する法律の改正</p>	

表 1-2 地球温暖化を巡る国内外の主な動向 (2/2)

年	国内の動向	国外の動向
2007 (平成 19)	<p>■ 新提案「クールアース 50」を公表</p> <p>世界全体の共通目標として「2050 年までに温室効果ガス半減」という長期目標を提案するとともに、2013 年以降の次期枠組みにつき、①全ての主要排出国の参加、②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組み、③環境保全と経済発展との両立、という三原則を提唱。</p>	<p>■ ハイリゲナム・サミット</p> <p>「2050 年までに地球規模での温室効果ガス排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する」ことで一致。</p> <p>■ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評 IPCC 統合報告書公表</p>
2008 (平成 20)	<p>■ 京都議定書目標達成計画改訂</p> <p>■ エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正</p> <p>■ G8 北海道洞爺湖サミット</p>	
2009 (平成 21)	<p>■ エネルギー供給構造高度化法</p>	<p>■ 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 設立</p>
2010 (平成 22)	<p>■ 「地球温暖化対策基本法案」閣議決定</p> <p>■ エネルギー基本法に基づく「エネルギー本計画」改定を閣議決定</p>	<p>■ カンクン合意</p>
2011 (平成 23)	<p>■ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p>	
2012 (平成 24)	<p>■ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入開始</p> <p>■ 「革新的エネルギー・環境戦略」閣議決定</p> <p>■ 「地球温暖化対策基本法案」廃案</p>	
2013 (平成 25)	<p>■ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</p>	
2014 (平成 24)		<p>■ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評 IPCC 統合報告書公表</p>
2015 (平成 27)	<p>■ 日本の約束草案(2030 年度温室効果ガス排出削減目標) の提出</p> <p>■ 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定</p>	<p>■ パリ協定の採択</p> <p>産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より低く保つことを目標に設定。全ての国に削減目標・行動の提出・更新を義務付け。</p>
2016 (平成 28)	<p>■ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布</p> <p>■ 「地球温暖化対策計画」の閣議決定</p>	

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターをもとに作成

第2章 実行計画の基本的事項

第1節 実行計画策定の目的

島本町（以下、「本町」という。）は、該当行政区域内において、温室効果ガス排出量の比較的大きい団体となりますので、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地球全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与することになります。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項では、都道府県及び市町村の事務・事業に関して、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）の策定が義務付けられており、本町自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められています。

島本町地球温暖化対策実行計画は、庁内の事務・事業から排出される温室効果ガス量を把握し、削減すること並びに吸収作用の保全、強化を目的として平成14年3月に策定しました。

今回策定する「第四期島本町地球温暖化対策実行計画（以下、「本計画」という。）」は、これまでに策定した第一期から第三期の計画に引き続き、全職員が率先して地球温暖化対策に取り組むための方向性を定めるものです。

第2節 実行計画の位置付け

本計画については、上位に「環境基本法」と「地球温暖化対策の推進に関する法律」が位置付けられ、その具体的内容を示した実行計画として本計画があります。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）」、「大阪府地球温暖化の防止等に関する条例」や「島本町環境保全に関する基本条例」など関連する法令や「島本町環境基本計画」などの関連計画を織り込み策定します。

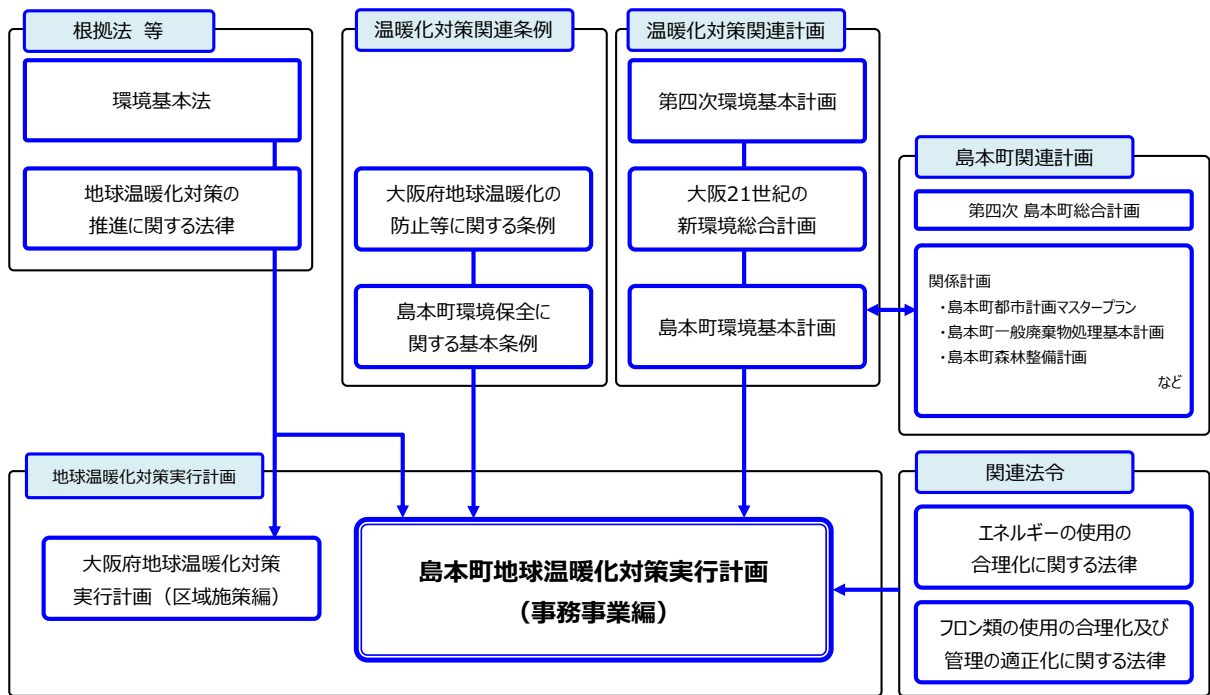


図 2-1 実行計画の位置付け

第 3 節 実行計画の期間

本計画は、島本町環境基本計画に従い平成 23 年度を基準年度とし、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を実行期間とします。

第4節 実行計画の範囲

実行計画の範囲は、本町における全ての事務事業とします。

表 2-1 実行計画の範囲

部 局	課・施設	施設分類	管理施設、特記事項 など	
総合政策部	人権文化センター	福祉施設		
	政策企画課	庁舎		
	人事課	庁舎		
	コミュニティ推進課	庁舎		
総務部	危機管理室	庁舎	防犯灯	
	総務・債権管理課	庁舎		
	ふれあいセンター	ホール		
	財政課	庁舎		
	税務課	庁舎		
健康福祉部	福祉推進課	庁舎		
	やまぶき園	福祉施設		
	いきいき健康課	庁舎		
	地域包括支援センター	庁舎	いきいき健康課に含む	
	保険年金課	庁舎		
住民課	庁舎			
都市創造部	都市計画課	生活関連施設	町営住宅	
	都市整備課	生活関連施設	阪急水無瀬駅前広場、JR島本駅前広場 道路街路灯、水門、公園	
	にぎわい創造課	生活関連施設		
	環境課	生活関連施設		
	衛生化学処理場	生活関連施設	平成29年度中に停止	
	清掃工場	生活関連施設		
上下水道部	名神大気測定局	生活関連施設	平成29年度より停止	
	業務課	上下水道施設	上下水道部庁舎	
	工務課	大藪浄水場	上下水道施設	
		山崎ポンプ場	上下水道施設	
尺代汚水中継ポンプ場他		上下水道施設		
会計管理者	会計課	庁舎		
消防本部	管理課	消防施設	消防庁舎	
	警備第一課	消防施設	管理課に含む	
	警備第二課	消防施設	管理課に含む	
	議会事務局	議会総務課	庁舎	
教育委員会 教育こども部	教育推進課	庁舎	教育総務課に含む	
	教育総務課	庁舎		
	教育センター		教育総務課に含む	
	小学校	学校教育施設	学童保育室は小学校に含む	
	中学校	学校教育施設	小学校×4、中学校×2	
	子育て支援課	保育所	保育所	保育所×2
		幼稚園	学校教育施設	幼稚園×2
		生涯学習課	庁舎	
	図書館	社会教育施設		
	歴史文化資料館	社会教育施設		
	史跡桜井駅跡	社会教育施設		
体育館	社会教育施設			
キャンプ場	社会教育施設			

資料：平成28年9月1日現在 島本町構成図

第5節 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に示された7種類の間スのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)を対象とします。

パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三ふつ化窒素(N₃F)は、排出する可能性が小さいこと、排出量の総排出量に占める割合が小さいこと、排出量が経年的にほとんど変化しないと予想されること、実態の把握が困難なことから対象としていません。

表 2-2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	特 徴	本町の対象
二 酸 化 炭 素 (CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生する。	燃料の使用、電気の使用、一般廃棄物(ごみ) ^{注1} のうち廃プラスチック ^{注2} の焼却
メ タ ン (CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生する。	自動車の走行、ごみの焼却、し尿の処理
一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。土中の有機物や窒素肥料による分解、物の燃焼により発生する。	自動車の走行、ごみの焼却、し尿の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンやルームエアコンの使用、冷蔵冷凍庫の冷媒等に使用される。	カーエアコンの使用、ルームエアコンの使用、冷蔵冷凍庫の使用
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用される。	対象としない
六 フ ッ 化 硫 黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用等として使用される。	対象としない
三 ふ つ 化 窒 素 (N ₃ F)	三フッ化窒素の製造や半導体素子等の製造により発生する。	対象としない

注1) 「一般廃棄物(ごみ)」は、以下「ごみ」といいます。

注2) 「一般廃棄物(ごみ)のうち廃プラスチック」は、以下「廃プラスチック」といいます。

第 6 節 温室効果ガスの算定方法等

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、活動量（燃料や電気の使用量、自動車の走行距離など）ごとに温室効果ガス別の排出係数を乗じることにより算出します。

その後、温室効果ガス別の排出量に地球温暖化係数を乗じることにより、温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）を算出します。

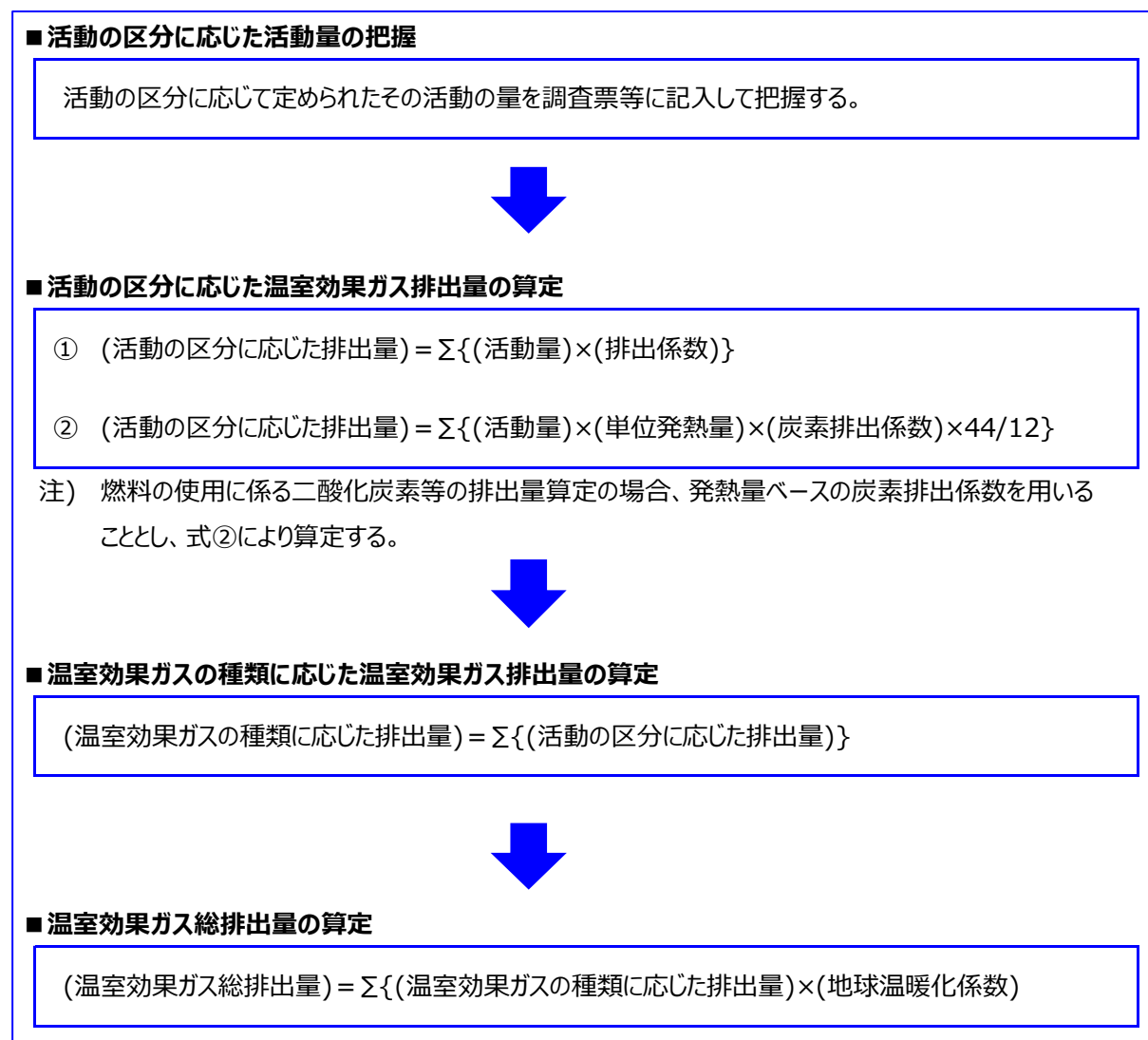


図 2-2 温室効果ガス排出量の算定方法

(2) 排出係数と地球温暖化係数

排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号、平成 28 年 5 月改正）」に基づきました。また、電気使用に伴う排出係数については毎年変更されるため、平成 27 年度の報告に用いた関西電力株式会社の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数を示します。

したがって、本計画で用いる排出係数は、前計画のものとは異なりますので、本計画で算定される温室効果ガス総排出量は、前計画のものとは異なることに留意する必要があります。

表 2-3 排出係数一覧

項目		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFCs	
燃料 使用 量	ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	—	—	—	
	灯油	2.49 kg-CO ₂ /ℓ	—	—	—	
	軽油	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	—	—	—	
	A重油	2.71 kg-CO ₂ /ℓ	—	—	—	
	液化石油ガス(LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg	—	—	—	
	都市ガス	2.23 kg-CO ₂ /Nm ³	—	—	—	
電気使用量	実排出係数	0.531 kg-CO ₂ /kWh	—	—	—	
	調整後排出係数	0.523 kg-CO ₂ /kWh	—	—	—	
走行 距離	ガソリン	普通・小型乗用車（定員10名以下）	—	1.0×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.9×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		軽乗用車	—	1.0×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.2×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		普通貨物車	—	3.5×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	3.9×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		小型貨物車	—	1.5×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.6×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		軽貨物車	—	1.1×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.2×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		特殊用途車	—	3.5×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	3.5×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
	軽油	普通・小型乗用車（定員10名以下）	—	2.0×10 ⁻⁶ kg-CH ₄ /km	7.0×10 ⁻⁶ kg-N ₂ O/km	—
		乗用車（定員11名以上）	—	1.7×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.5×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		普通貨物車	—	1.5×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	1.4×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
		小型貨物車	—	7.6×10 ⁻⁶ kg-CH ₄ /km	0.9×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—
	特殊用途車	—	1.3×10 ⁻⁵ kg-CH ₄ /km	2.5×10 ⁻⁵ kg-N ₂ O/km	—	
カーエアコン		—	—	—	0.010 kg-HFC	
第一種特定製品		—	—	—	1.0 kg-HFC	
バッチ燃焼式ごみ焼却施設		—	0.076 kg-CH ₄ /t	—	—	
廃プラスチック焼却量		2,765 kg-CO ₂ /t	—	—	—	
し尿処理施設におけるし尿の処理		—	0.038 kg-CH ₄ /m ³	0.00093 kg-N ₂ O/m ³	—	
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		—	0.59 kg-CH ₄ /人	0.023 kg-N ₂ O/人	—	
ガス・ガソリン機関（定置式） における燃料の使用量	ガソリン	—	0.0019 kg-CH ₄ /ℓ	0.000021 kg-N ₂ O/ℓ	—	
	軽油	—	0.0020 kg-CH ₄ /ℓ	0.000023 kg-N ₂ O/ℓ	—	
	A重油	—	0.0021 kg-CH ₄ /ℓ	0.000024 kg-N ₂ O/ℓ	—	
	LPG	—	0.0027 kg-CH ₄ /kg	0.000031 kg-N ₂ O/kg	—	
	都市ガス	—	0.0024 kg-CH ₄ /m ³	0.000028 kg-N ₂ O/m ³	—	
ディーゼル機関（定置式） における燃料の使用量	軽油	—	—	0.000064 kg-N ₂ O/ℓ	—	
	A重油	—	—	0.000066 kg-N ₂ O/ℓ	—	
	LPG	—	—	0.000086 kg-N ₂ O/kg	—	
	都市ガス	—	—	0.000076 kg-N ₂ O/m ³	—	

資料：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 平成 27 年 4 月 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

表 2-4 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス		地球温暖化係数		
		平成26年度まで	平成27年度以降	
1	二酸化炭素	CO ₂	1	1
2	メタン	CH ₄	21	25
3	一酸化二窒素	N ₂ O	310	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	-	-
	トリフルオロメタン	HFC-23	11,700	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	650	675
	フルオロメタン	HFC-41	150	92
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,300	1,640
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	1,800	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,000	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	300	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	3,800	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	-	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	140	124
	フルオロエタン	HFC-161	-	12
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	2,900	3,220
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	-	1,340
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	-	1,370
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	6,300	9,810
1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	560	693	
1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	-	1,030	
1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	-	794	
5	パーフルオロカーボン	PFC	-	-
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,500	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	9,200	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	7,000	8,830
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	7,000	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	8,700	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	7,500	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,400	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	-	7,500
パーフルオロシクロプロパン	-	-	17,340	
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	23,900	22,800
7	三ふっ化窒素	NF ₃	-	17,200

資料：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 平成 27 年 4 月 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

第3章 島本町の概況

第1節 本町の位置

本町は、大阪府の北東部、京都府の府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市、京都府八幡市と相対し、南及び西は高槻市、北は京都市、長岡京市、大山崎町に隣接しています。

本町の面積は、16.81 km²で、東西 3.3 km、南北 8.9 kmで西北に細長く、山岳丘陵地が全体の約7割を占めています。狭い平坦地には、国道171号、東海道新幹線、阪急京都線、JR東海道本線、名神高速道路の主要幹線が通っています。また、大阪・京都の中間で交通の便もよく、豊かな緑や水という良好な生活環境から、ベッドタウンとして発展を遂げています。

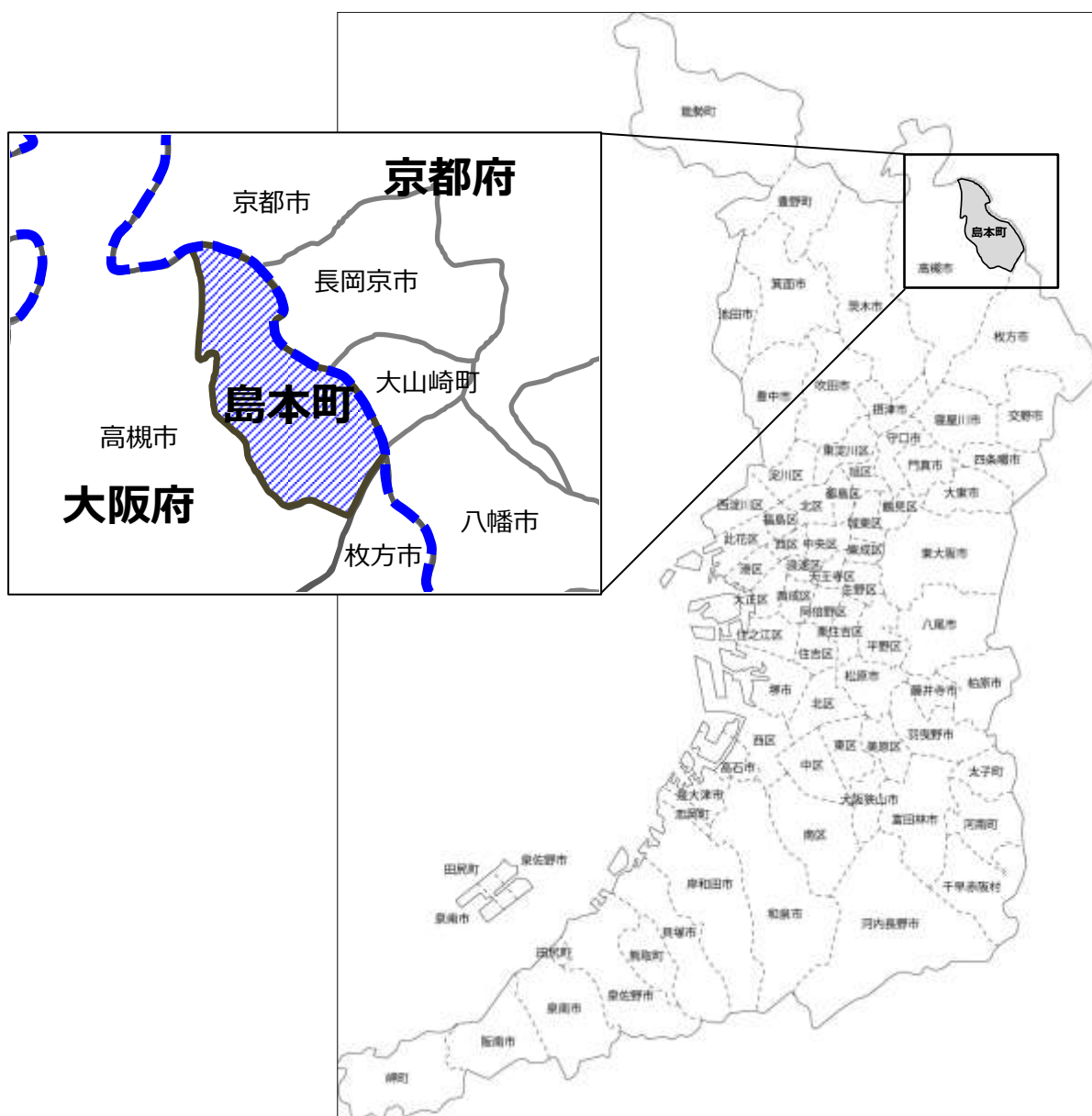


図 3-1 島本町の位置

第2節 自然的条件

(1) 気候

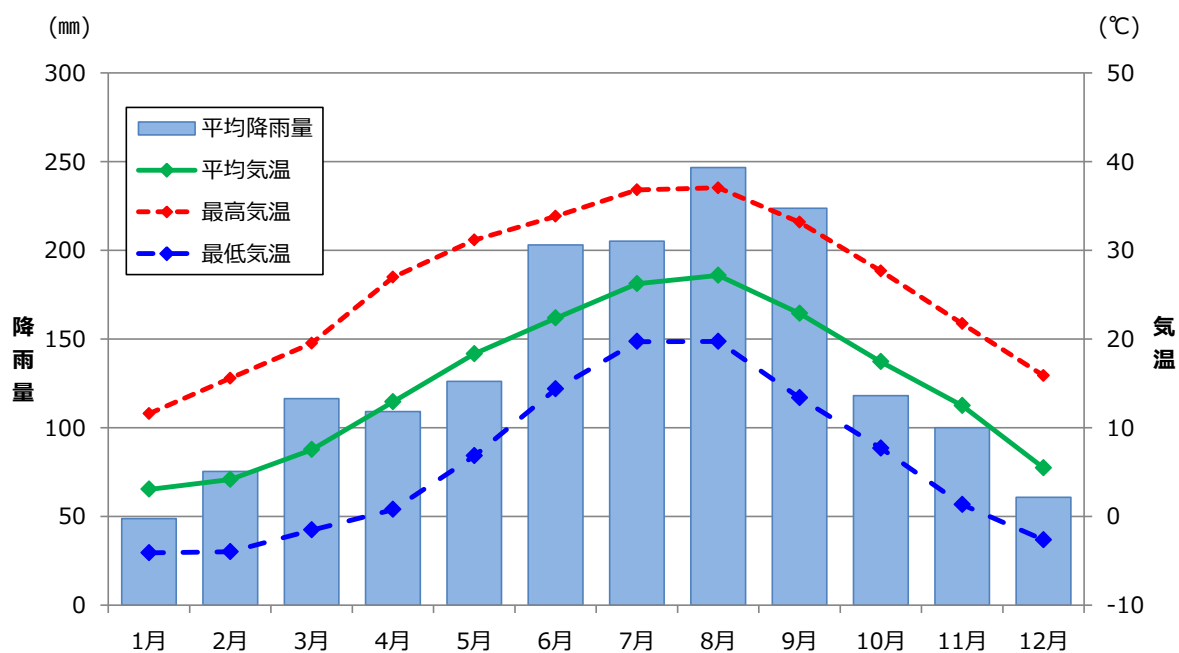
本町は、瀬戸内海気候に属しており、年間を通じて温暖な気候です。降雨量は夏季に多く、冬季に少なくなっています。年間通じて1,600 mm程度の降雨量があります。

なお、同じ町域にあっても、北西部の山地では高度と地形環境が異なるため、気候にもかなり地域差があり、山地は低地よりも一層気温が低く、湿潤な気候となっています。

表 3-1 5年平均の降水量と気温

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均降雨量 (mm)	48.7	75.3	116.3	109.1	126.1	203.0	205.1	246.7	223.7	118.1	99.9	60.7	1,632.7
平均気温 (°C)	3.0	4.1	7.5	12.9	18.3	22.3	26.2	27.2	22.9	17.4	12.5	5.5	15.0
最高気温 (°C)	11.6	15.6	19.5	27.0	31.2	33.8	36.8	37.0	33.2	27.7	21.7	15.9	25.9
最低気温 (°C)	-4.1	-4.0	-1.6	0.8	6.8	14.3	19.7	19.7	13.4	7.7	1.3	-2.7	5.9

注) 年の値：平均降雨量は、年間降雨量の平均値をとり、(平均・最高・最低) 気温は、年間平均値。

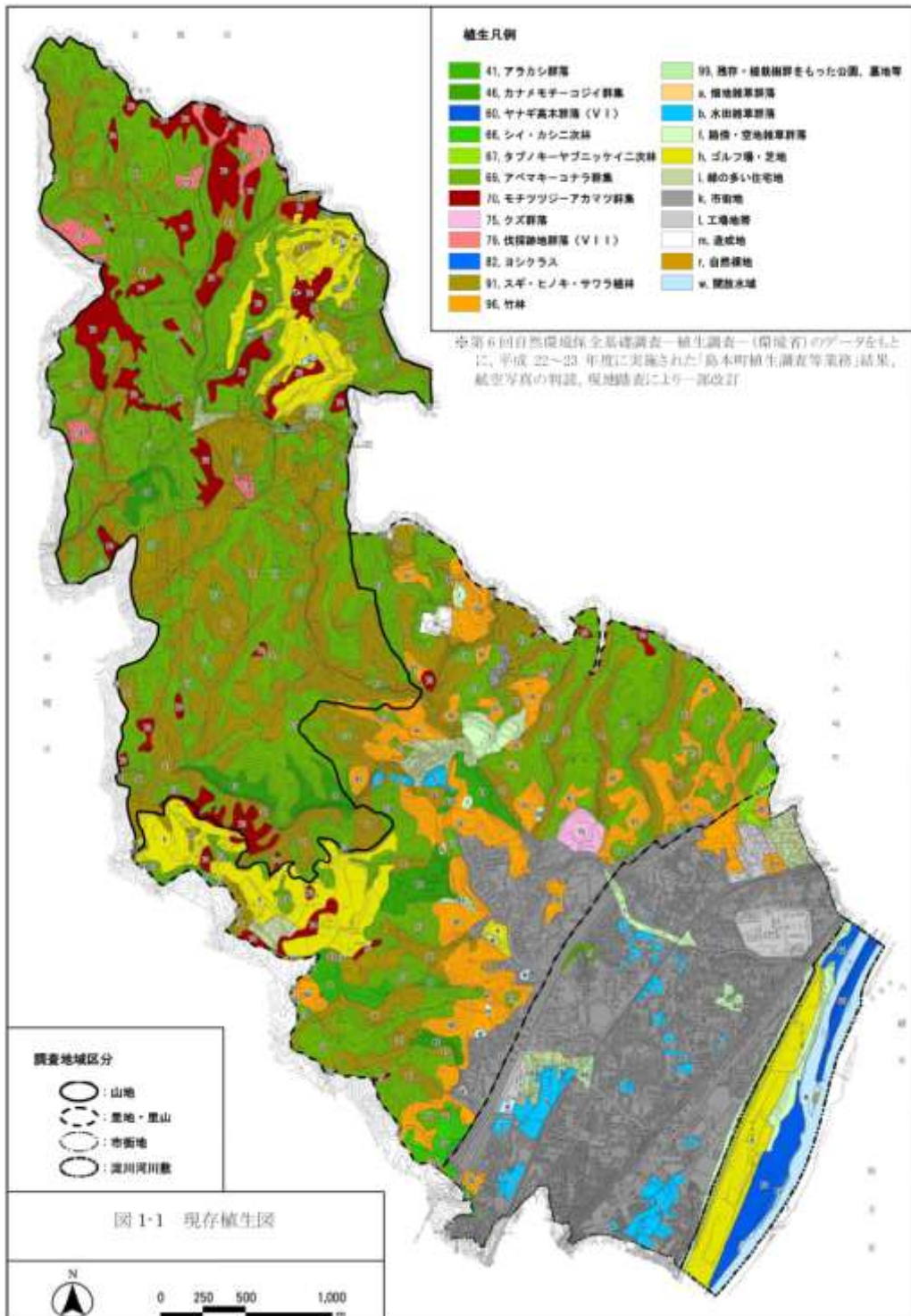


資料：島本町消防本部（平成 23～27 年）

図 3-2 5年平均の降水量と気温

(2) 地形、植生

地形は、北部は山地、中部は丘陵地、南部は平坦地となっており、北部の最高標高点（釈迦岳、約 632m）から南部の最低標高点（高浜地区、約 9m）まで約 623m の高低差があります。また、水無瀬川の多くの支流が谷を刻み、複雑な地形を作っています。



資料：島本町自然環境調査等業務報告書（平成 24 年）

図 3-3 植生図（2012 年）

本町の植生は、温暖で雨量の多い照葉樹林帯に属し、潜在植生（自然植生）として本来多様な植物相をもっていますが、数千年に及ぶ農耕、山林業等、人の手によって現在の植生になりました。山地一帯は関西地方で一般的な二次林のクヌギ・コナラ林が多く、人工林は、山麓から山腹にかけて地域の特色である竹林が多くみられます。大沢・尺代地区周辺では、スギ・ヒノキ植林が広く分布しています。照葉樹林帯の代表的な自然植生であるシイ・カシで代表される常緑広葉樹林は、減少の一途をたどり、現在では水無瀬溪谷の尺代付近、若山神社付近、高槻市との境界付近にわずかに残っているだけです。

一方、注目すべき点として標高 600mを越える釈迦岳のあたりには、本来、冷温帯の植物であるマンサク、ミズナラ等が見受けられます。これは、高度差の大きさからくる植生の多様性を示す一つの表れです。

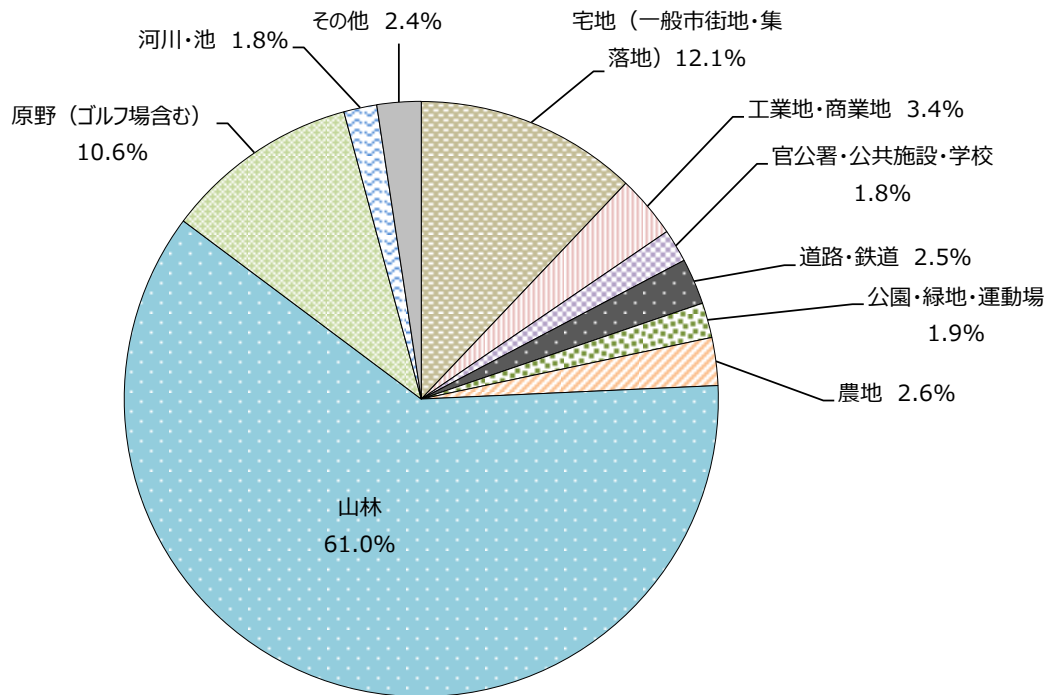
本町で特筆すべき自然環境としては、若山神社周辺の樹齢 200 年前後のツブラジイ（コジイ）を優先種とするシイ林が大阪府自然環境保全地域に指定されている他、「若山神社のツブラジイ林」、「尺代のやまもも」、「大沢のすぎ」が大阪府の天然記念物に指定されています。

市街地河川敷等には、多くの外来植物等もあり在来植物との関係で考えなければならない点もあります。低湿な河川敷は、ヨシ等イネ科の草類を中心にマルバヤナギ等湿気を好む植物が多く見られます。本町の植生は、温暖多湿な気候と変化に富んだ複雑な地形によって多様性に富み、恵まれています。

本町の地下水特性としては、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に指定されている「離宮の水」があります。この地下水は、釈迦岳を源とする水無瀬川の伏流水で、本町の上水道水源や工業用水として広く利用されています。

(3) 土地利用

本町の土地利用現況をみると、山林の占める割合が 61.0%と最も高く、次いで宅地が 12.1%、原野（ゴルフ場を含む）が 10.6%等となっています。世帯数の増加により、宅地面積が増加傾向にあります。



資料：都市計画基礎調査（平成 22 年度）

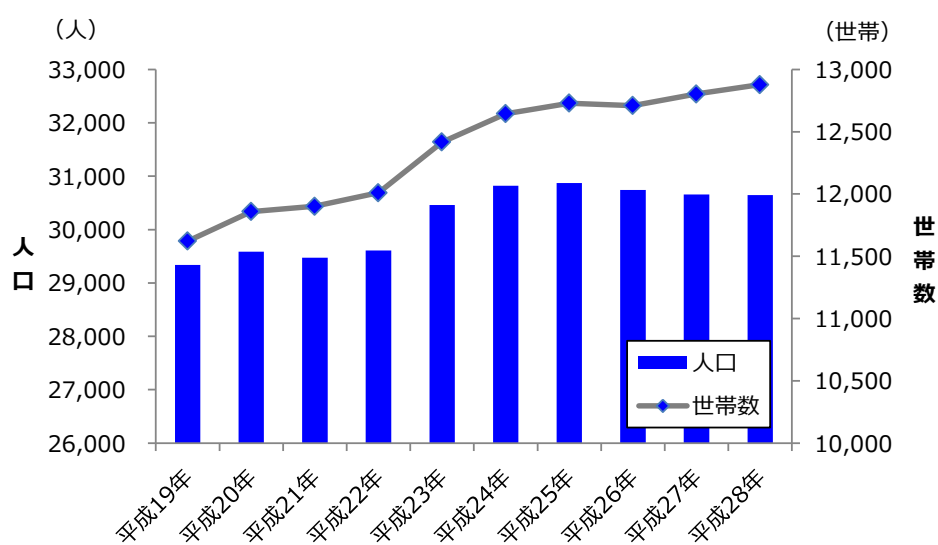
図 3-4 土地利用現況

第3節 社会的条件

(1) 人口、世帯数

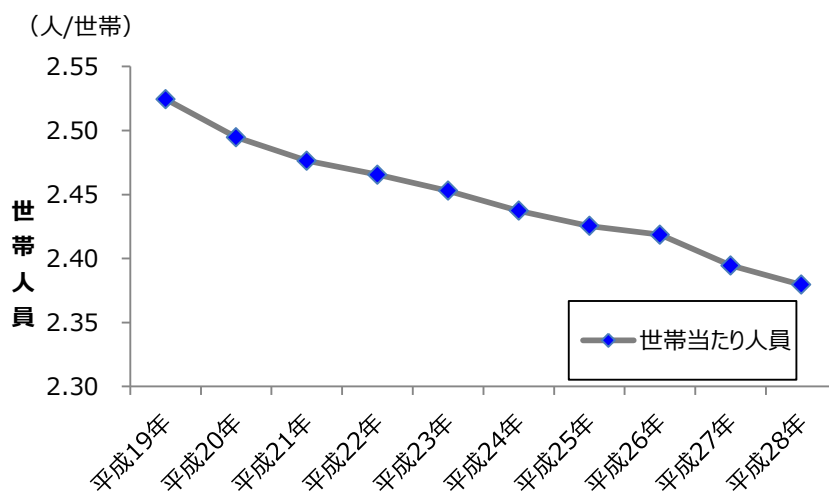
平成28年10月1日現在、本町の人口は30,644人、世帯数は12,878世帯、1世帯当たり人員は2.38人です。

本町において、人口は平成22年までは、29,500人程度でほぼ横ばいで推移してきましたが、平成23年に大きく増加し、それ以降は30,500人程度でほぼ横ばいで推移しています。一方、世帯数は増加傾向で推移しており、これに伴い1世帯当たり人員は減少傾向を示しています。



資料：島本町統計書 平成27年度版

図3-5 人口と世帯数

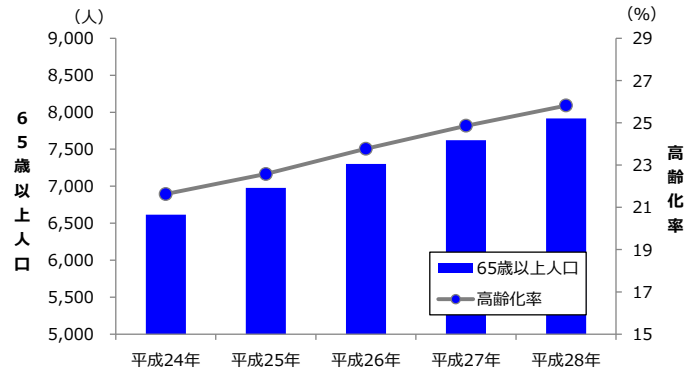


資料：島本町統計書 平成27年度版

図3-6 世帯当たり人員

(2) 高齢化の状況

平成 28 年の本町の 65 歳以上人口は 7,915 人であり、高齢化率（総人口に対する 65 歳以上人口の割合）は 25.8%と 4 人に 1 人が 65 歳以上となっています。本町における 65 歳以上人口と高齢化率は、近年一貫して増加傾向で推移しており、本町でも高齢化が進んでいることがわかります。



注) 高齢化率は総人口に対する 65 歳以上人口の割合です。

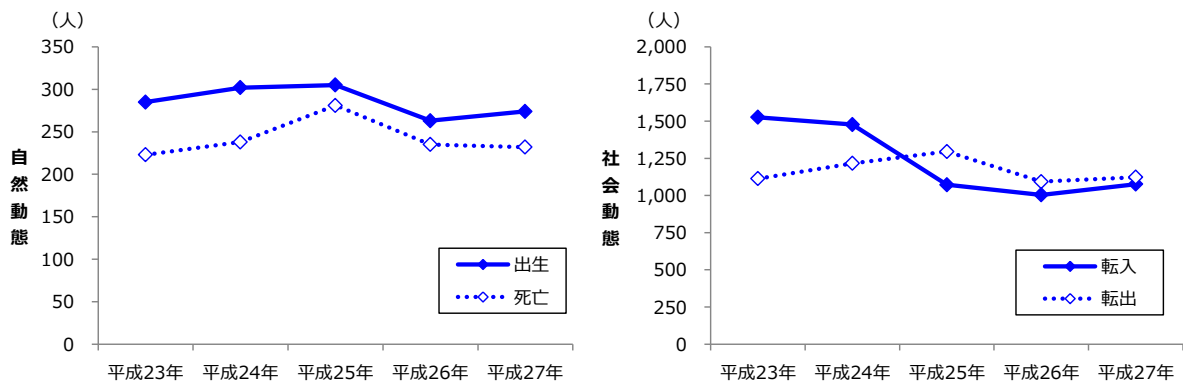
資料：島本町統計書 平成 27 年度版

図 3-7 高齢化の状況

(3) 人口動態の状況

人口動態は、自然動態(出生・死亡)と社会動態(転入・転出)の2つの要素により示されます。自然動態は、出生数が死亡数を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。社会動態は、転入数等が転出数等を上回る場合に「増加」、下回る場合に「減少」となります。

平成 27 年度における自然動態からでは、出生数が死亡数を上回り 42 人の増加となっています。また、社会動態では、転入数等より転出数等が上回り、47 人の減少となっています。



資料：島本町統計書 平成 27 年度版

図 3-8 人口動態の状況

第4章 温室効果ガス排出状況

第1節 活動量

現在推進している第三期島本町地球温暖化対策実行計画における温室効果ガスの排出量を以下に示します。

第三期計画期間中の燃料使用量ではガソリン、軽油の使用量が増加し、A重油、都市ガスの使用量が減少していることが分かります。油脂別の走行距離では、車両に係らず合計距離で比較するとほぼ横ばいで推移しています。電気使用量は、年々減少傾向にあります。

表 4-1 活動量の推移状況

項目		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ/年	15,175	15,251	15,917	19,028	
	灯油	ℓ/年	0	0	0	0	
	軽油	ℓ/年	9,390	10,007	10,162	12,246	
	A重油	ℓ/年	47,880	48,404	44,760	35,875	
	液化石油ガス (LPG)	m ³ /年	5,405	5,859	6,479	5,414	
	都市ガス	m ³ /年	70,697	67,422	70,488	61,721	
電気使用量		千kWh/年	10,113	9,971	9,548	9,363	
走行 距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km/年	33,135	31,027	28,829	27,297
		軽乗用車	km/年	7,416	9,811	9,572	10,944
		小型貨物車	km/年	13,293	12,795	9,528	5,879
		軽貨物車	km/年	33,609	38,764	50,948	43,883
		特殊用途車	km/年	15,582	15,615	15,627	14,618
	軽油	普通・小型乗用車	km/年	0	0	0	0
		マイクロバス	km/年	30,681	32,049	32,824	32,288
		普通貨物車	km/年	0	0	0	0
		小型貨物車	km/年	1,639	2,149	1,539	1,423
		特殊用途車	km/年	9,691	11,557	11,063	11,146
HFCs封入カーエアコンの使用台数		台/年	41	35	40	25	
購入したエアダスター内のHFCs封入量		kg-HFC	3	3	7	3	
浄化槽を使用している職員数		人	93	106	101	190	
バッチ燃焼式ごみ焼却量		t/年	6,932	7,291	7,185	7,100	
廃プラスチック焼却量		t/年	825	1,228	986	1,155	
(過去7年間に遡り補正)		t/年	1,004	1,075	1,056	1,076	
し尿処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量		m ³ /年	2,434	2,457	2,496	1,954	

第2節 温室効果ガス排出量

(1) 活動項目別排出量

平成27年度の温室効果ガス排出量は8,596t-CO₂です。

温室効果ガスの種類別の内訳をみると、二酸化炭素（CO₂）が97.9%、メタン（CH₄）が0.2%、一酸化二窒素（N₂O）が1.9%、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が0.0%であり、二酸化炭素（CO₂）がほとんどを占めています。温室効果ガスの排出割合は、毎年大きな変化がありません。

活動項目毎の内訳をみると、電気の使用による排出量が57.0%、廃プラスチックの焼却による排出量が37.2%であり、これらの2項目で全体の90%以上を占めています。

表 4-2 温室効果ガス排出量の推移（活動項目別）

項 目	排出量 (kg-CO ₂)					
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	割合	
CO ₂	ガソリンの使用	35,205	35,382	36,927	44,145	0.5%
	灯油の使用	0	0	0	0	0.0%
	軽油の使用	24,227	25,818	26,218	31,595	0.4%
	A重油の使用	129,755	131,175	121,300	97,221	1.1%
	LPGの使用	16,208	35,155	19,438	16,242	0.2%
	LNGの使用	0	0	0	0	0.0%
	都市ガスの使用	157,939	150,623	157,472	137,886	1.6%
	電気の使用	4,803,659	5,144,822	4,926,952	4,897,072	57.0%
	廃プラスチックの焼却	2,280,400	3,396,178	2,725,081	3,193,546	37.2%
小 計	7,447,393	8,919,153	8,013,388	8,417,707	97.9%	
CH ₄	自動車の走行	47	49	49	45	0.0%
	浄化槽によるし尿・雑排水の処理	1,152	1,313	1,251	2,354	0.0%
	ごみの焼却	11,063	11,636	11,467	11,332	0.1%
	し尿・浄化槽汚泥の処理	1,942	1,961	1,992	1,559	0.0%
	ガス機関（定置式）の使用	0	0	0	0	0.0%
	小 計	14,204	14,959	14,759	15,290	0.2%
N ₂ O	自動車の走行	1,178	1,230	1,263	1,169	0.0%
	浄化槽によるし尿・雑排水の処理	663	756	720	1,355	0.0%
	ごみの焼却	155,582	163,639	161,260	159,352	1.9%
	し尿・浄化槽汚泥の処理	702	708	720	563	0.0%
	ガス機関（定置式）の使用	0	0	0	0	0.0%
小 計	158,125	166,333	163,963	162,439	1.9%	
HFC	カーエアコンの使用	533	455	520	325	0.0%
	エアダスターの使用	392	392	918	470	0.0%
	小 計	925	847	1,438	795	0.0%
合 計	7,620,647	9,101,292	8,193,548	8,596,231	100.0%	

注) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合があります。

(2) 施設分類別排出量

平成 27 年度の温室効果ガス排出量について、施設分類別の内訳をみると、生活関連施設の清掃工場が 51.4%で最も多く、次いで上下水道施設の上水道施設が 14.7%、ホール及び学校教育施設が 9.3%となっています。

清掃工場では、ごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量が、上下水道施設やホール、学校教育施設では電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量が多くなっています。

表 4-3 温室効果ガスの排出量の推移（施設分類別）

施設分類	排出量 (kg-CO ₂)				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	割合
福祉施設	16,643	16,337	16,462	17,505	0.2%
ホール	881,385	805,244	772,753	801,080	9.3%
庁舎	247,538	424,908	427,771	415,880	4.8%
保育所	134,420	142,782	140,657	136,139	1.6%
生活関連施設	4,126,369	5,236,482	4,503,511	4,933,298	57.4%
清掃工場	3,455,225	4,668,584	3,955,650	4,415,019	51.4%
清掃工場除く	671,144	567,898	547,861	518,279	6.0%
上下水道施設	1,367,314	1,521,810	1,398,168	1,359,950	15.8%
上水道施設	1,279,161	1,429,194	1,306,650	1,265,389	14.7%
下水道施設	88,153	92,616	91,518	94,561	1.1%
消防施設	65,276	73,112	68,829	78,345	0.9%
学校教育施設	729,334	821,691	813,257	800,043	9.3%
社会教育施設	52,368	58,926	52,140	53,991	0.6%
合 計	7,620,647	9,101,292	8,193,548	8,596,231	100.0%

注) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合があります。

第5章 温室効果ガス別排出量

第1節 二酸化炭素

(1) エネルギー起源二酸化炭素

エネルギー起源二酸化炭素とは、燃料の使用や電気の使用などに伴って発生・排出される二酸化炭素のことです。

本町でも平成27年度実績で温室効果ガス排出量の60.8%、二酸化炭素排出量の62.1%を占めています。このエネルギー起源二酸化炭素の発生源として最も多くの割合を占めるのが電気の使用になります。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素とは、エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素のことです。ここで対象となる一般廃棄物は、焼却される化石燃料由来のごみ（廃プラスチック）となります。

平成27年度実績で温室効果ガス排出量の37.2%、二酸化炭素排出量の37.9%を占めています。

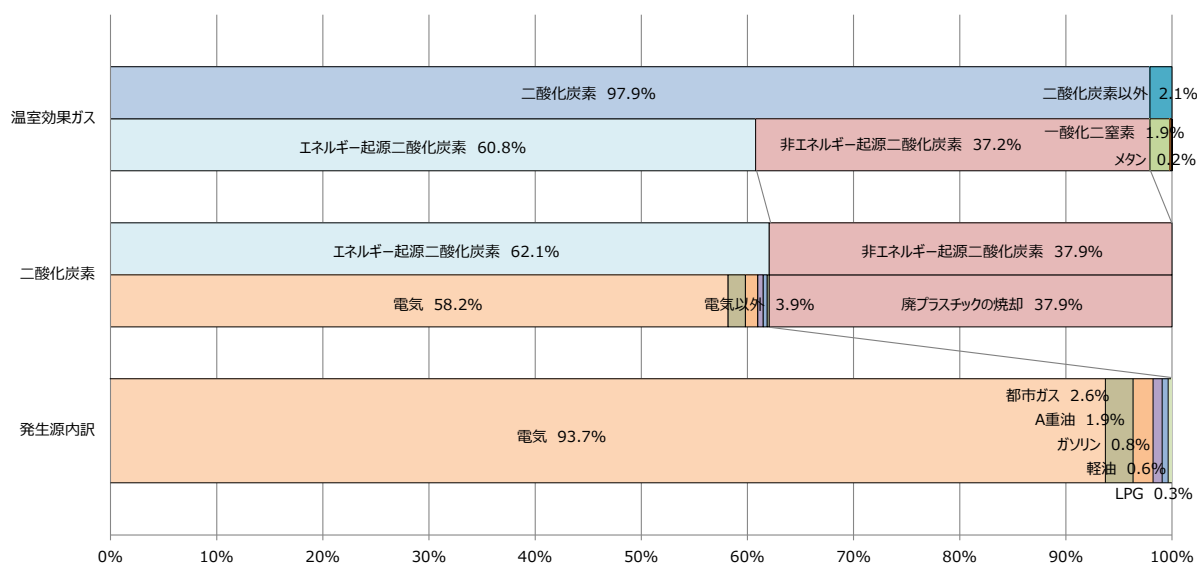


図 5-1 二酸化炭素の排出内訳

第2節 二酸化炭素以外の温室効果ガス

二酸化炭素以外の温室効果ガスについて以下に示します。二酸化炭素は地球温暖化係数が1倍ですが、それ以外の温室効果ガスについては、二酸化炭素を基準として何倍の温室効果があるのか、それぞれに対し係数が設定されています。

(1) メタン

メタンは、地球温暖化係数「25」の気体です。

本町からのメタンの排出は、ガス機関・ガソリン機関のような定置式機関における燃料の消費、自動車の走行、し尿の処理、一般廃棄物の焼却などがあります。

平成27年度の実績では、温室効果ガス排出量の0.2%を占めています。その中でも、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が74.1%を占めています。

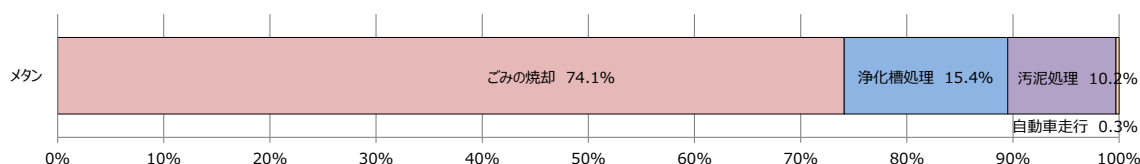


図5-2 メタンの排出内訳

(2) 一酸化二窒素

一酸化二窒素は、地球温暖化係数「298」の気体です。

本町からの一酸化二窒素の排出は、メタン同様にガス機関・ガソリン機関のような定置式機関における燃料の消費、自動車の走行、し尿の処理、一般廃棄物の焼却などがあります。

平成27年度の実績では、温室効果ガス排出量の1.9%を占めています。その中でも、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が98.1%を占めています。

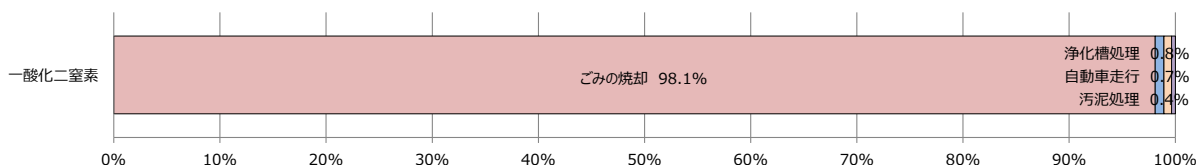


図5-3 一酸化二窒素の排出内訳

(3) フロン類

フロン類は、特定フロンと代替フロンに分けられます。

代替フロンとは、特定フロン（クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン）の代替として産業利用されているハイドロフルオロカーボンなどのフロンガスのことです。代替フロンは、塩素を持たないためオゾン層を破壊しませんが、地球温暖化係数は数百倍～数万倍の温室効果があります。

本町からの代替フロンの排出は、自動車用エアコンの使用や廃棄、消火器の使用や廃棄、ルームエアコンや冷蔵・冷凍庫からの漏えいなどがあります。

平成 27 年度の実績では、温室効果ガス排出量の 0.01%程度しか占めていません。

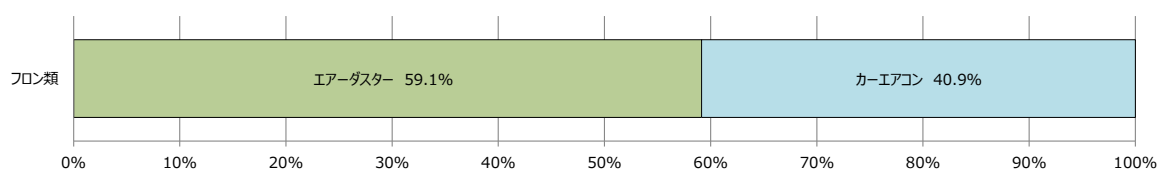


図 5-4 フロン類の排出内訳

第6章 温室効果ガス削減のため実施してきた取組と成果

第1節 実施してきた取組

本町において、温室効果ガス削減のため実施してきた取組を以下に示します。

(1) 物品やサービスの使用に関する取組項目

項目	取組内容
エアコン	<ul style="list-style-type: none">・温度は、夏季は28度、冬季は19度に設定・原則として、17時30分に運転停止 ただし、超過勤務時には、所属長が使用を判断・管理・冷暖房使用時は、窓やドアの開放禁止・ブラインド・カーテン等の利用による冷暖房効率アップ・空調設備の吹き出し口に物を置かない・空調の風量を「弱」に設定するなど、適正使用の推進・不要時や不在の場合の電源OFF・空調・照明機器の定期的な清掃及び点検を実施
OA機器	<ul style="list-style-type: none">・ディスプレイの明るさを40%に設定・機器の省エネ管理機能の活用・昼休み中や退庁時には主電源のコンセント抜き取り・電源のこまめなON-OFF・両面、縮小等のコピー機の機能の活用・コンピュータによる文章、資料の共有化・コピー機・印刷機での裏紙専用トレイの設定活用
照明	<ul style="list-style-type: none">・昼休みの一斉消灯（窓口業務実施部署を除く）・ノー残業の徹底、超過勤務が生じた場合に原則20時に消灯・勤務時間内に部分消灯が可能な部屋の部分消灯の実施・室内や廊下の照明の間引き・廊下は、原則消灯・不必要な照明は消灯し、可能な限り自然光を利用

(1) 物品やサービスの使用に関する取組項目（つづき）

項目	取組内容
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷物の運搬以外、職員の使用禁止
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯器の適切な温度設定 ・ ガス使用後の種火の止栓 ・ ボイラー等の適正な運転管理 ・ 清掃工場での重油使用の抑制
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費車、低公害車の優先利用 ・ 所有台数の見直し ・ 定期的な車両の点検整備の実施 ・ 「エコドライブ」の徹底 ・ 相乗りの励行 ・ 長距離の出張は可能な限り公共交通機関を利用 ・ 公用車使用時の走行ルート合理化 ・ 近距離の外出時には自転車を使用
水の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な節水の励行 ・ トイレで流す水に井戸水を利用 ・ 庁舎内の洗面所の蛇口を自動水栓に交換 ・ 公用車の洗車方法の改善
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電に向けた貼り紙等の目立つ箇所への表示
紙・事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料、事務手続きの簡素化 ・ 紙製事務用品（封筒、ファイル等）の再利用 ・ ミスコピー紙や裏面の有効利用 ・ 使い捨て商品の使用の回避 ・ プリンターのトナーカートリッジの回収 ・ 庁内の連絡の電子メール化 ・ 不要な機器の台数見直し

(2) 物品やサービスの購入等に関する取組項目

項目	取組内容
空調	・来庁者が多い1階のエアコンを高効率の新型設備に更新
OA 機器	・省エネ型の機器を選定
太陽光発電設備	・役場庁舎屋上に太陽光発電設備を導入し自家発電の実施
照明器具の高効率化	・従来型蛍光灯や白熱灯等を高効率蛍光灯やLED電灯等に更新
給湯器	・高効率型給湯設備への交換
自動販売機	・省エネ型の導入や更新
事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品の購入 ・使用後にリサイクルしやすい製品の優先購入 ・エコマーク商品など環境配慮型製品の優先購入 ・交換や詰換え可能な商品の選択 ・簡易包装された商品の購入
紙	・古紙含有率の高い用紙を選択
公共事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材の活用 ・温室効果ガスの排出を考慮した設計、設備導入、工事管理
導入全般	<ul style="list-style-type: none"> ・長期使用が可能な製品の選定 ・修理サービス等の充実した製品の選定

(3) リサイクル・適正処理に関する取組項目

項目	取組内容
分別・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み用紙の分別排出 ・ごみ焼却処理施設等での効率の良い運転の実施 ・HFC（代替フロン）を冷媒として使用する機器の適正廃棄
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する分別収集やリサイクル実施の啓発活動の実施 ・住民に対する再利用可能な物品の有効活用に向けた情報提供 ・買い物時のマイバック持参 ・個人用のごみ箱は廃止 ・行事やイベントで発生するごみの分別回収

(4) 緑化、森林保全等の取組

項目	取組内容
緑化	・花壇の整備やプランターの使用等による市街地や道路沿道の緑化の推進
森林保全	・町域の森林の適正保全 ・町有林等の森林の適正な維持・管理 ・大阪府や森林組合等と連携による林業家の育成

第2節 取組の成果

第一期、第二期、第三期実行計画は、平成12年度を基準年として様々な活動に取り組んできました。今後の取組を考えるため基準年からの推移を整理します。

(1) 燃料使用量の推移

基準年の使用量を100%としたとき、軽油以外の燃料使用量は低減されていることが分かります。軽油の増加は、軽油を燃料とした自動車台数の増加及び走行距離の増加によるものと考えられます。

燃料使用量をCO₂換算で示した図6-2を見ると燃料を起源としたCO₂排出量は、基準年から概ね右肩下がり低減できており、実行計画を開始した平成14年度からの14年間で基準年比33.9%もの排出量を削減しています。

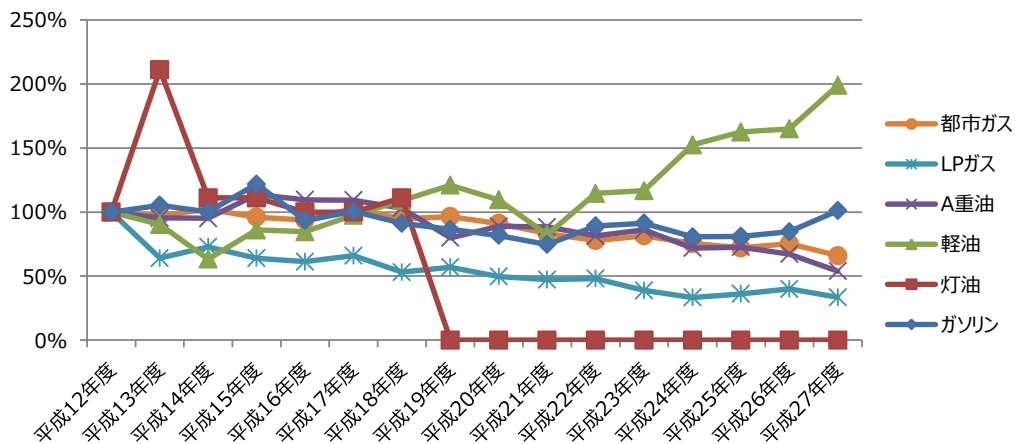


図6-1 燃料使用量の推移

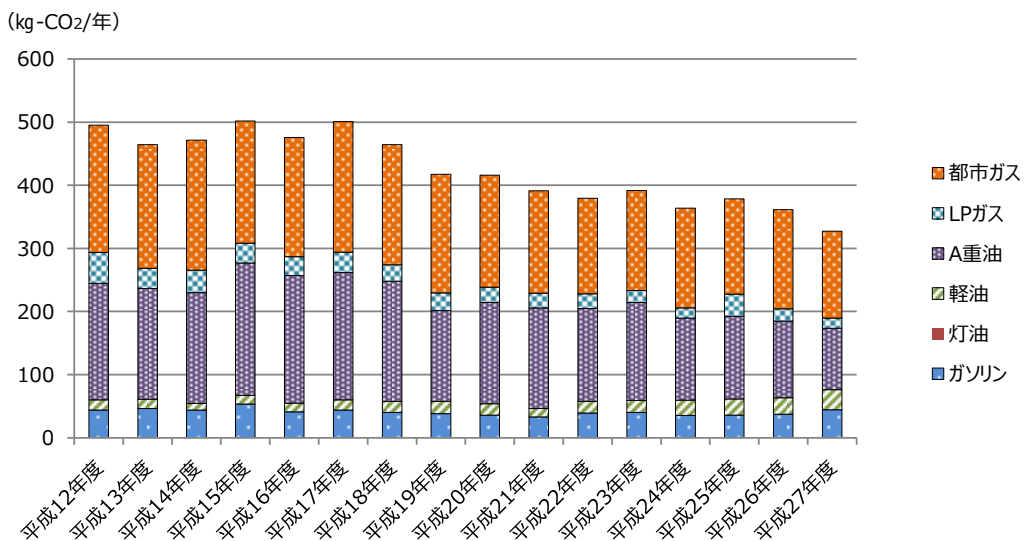


図6-2 燃料別CO₂排出量

(2) 電気使用量の推移

基準年の使用量を 100%としたとき、電気使用量も概ね右肩下がり推移しており、低減されていることが分かります。しかしながら、CO₂ 換算した図 6-4 からでは、基準年と平成 27 年度では、約 2,000 トン増加し、年間約 5,000 トンの排出量で推移しています。

使用量が低減できていても、CO₂ 排出量が低減できていない原因は、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定係数が毎年変動していることが上げられます。

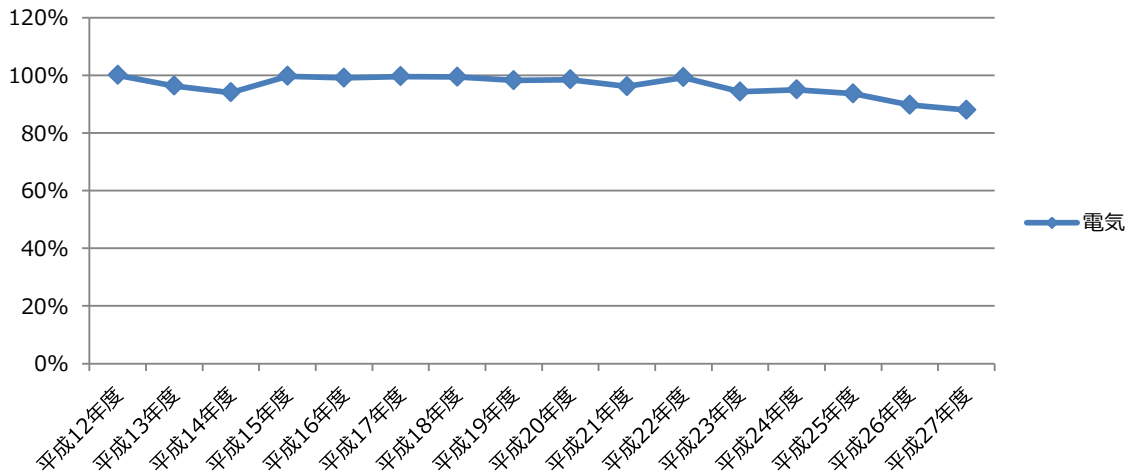
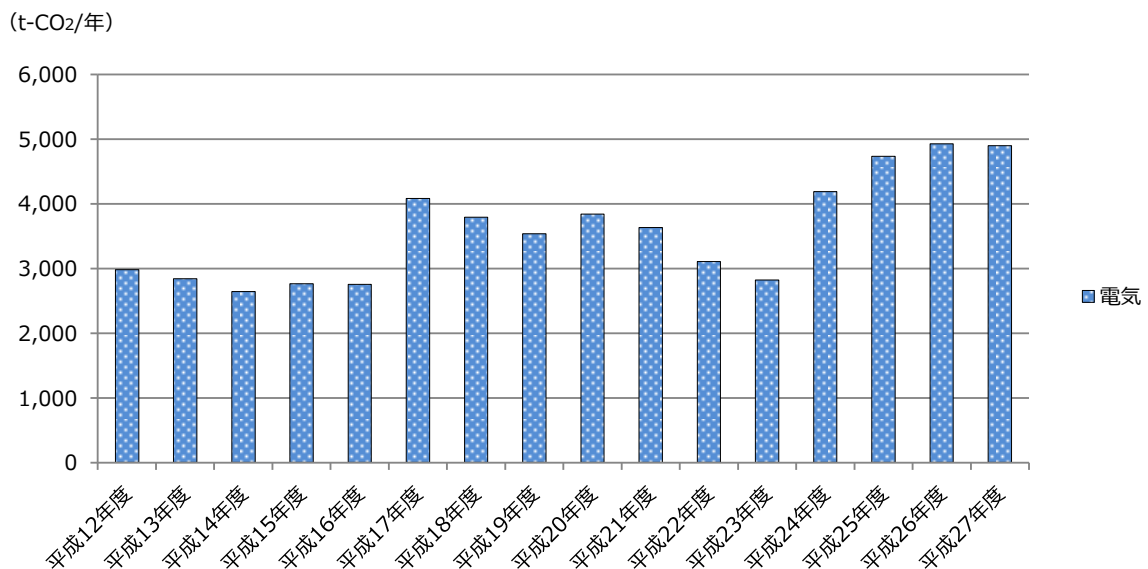


図 6-3 電気使用量の推移



注) 関西電力株式会社の実排出係数にて換算

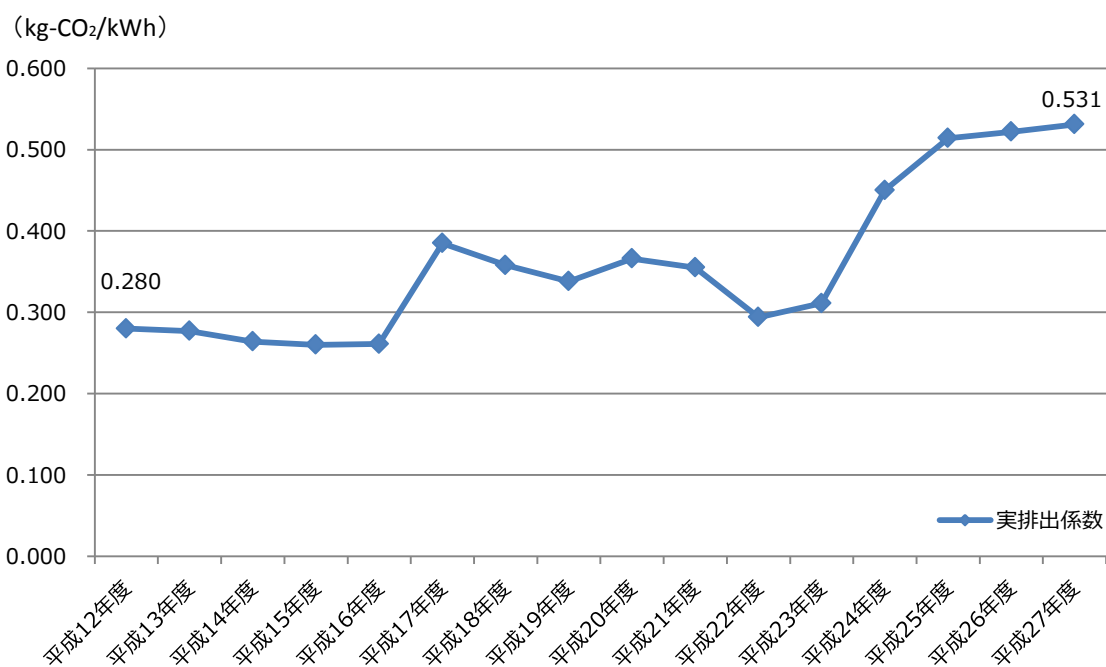
図 6-4 電気使用に伴う CO₂ 排出量

コラム

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の係数の推移について

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数は、年々変動しており、基準年の平成 12 年度に用いた排出係数と平成 27 年度に用いた排出係数では、1.9 倍も大きくなっています。

東日本大震災以降、原子力発電の長期停止に伴う火力発電量の大幅な増加がこの変動の主な要因となっています。平成 24 年度以降、夏・冬に「節電のお願い」が発信されたことが記憶に新しいと思われます。



出典：関西電力株式会社

図 I 報告年度の実排出係数推移

(3) 自動車走行に伴う推移

自動車の走行からは、メタンや一酸化二窒素という温室効果ガスが発生します。

ガソリン車両では、結果として特殊用途車が基準年と比較して 1.65 倍となっていますが、他の車両では基準年を下回る走行距離となっています。

一方、軽油車両では、特殊用途車が 1.48 倍と大きく増加しています。

走行距離に伴う温室効果ガスの発生量を CO₂ 換算した図 6-7 からでは、自動車の走行に伴い発生する温室効果ガスは、大きな変動はなく約 1,200 kg-CO₂/年の辺りを推移していることが分かります。

なお、基準年に用いていなかった車両に関しては、平成 27 年度を 100%として示しています。

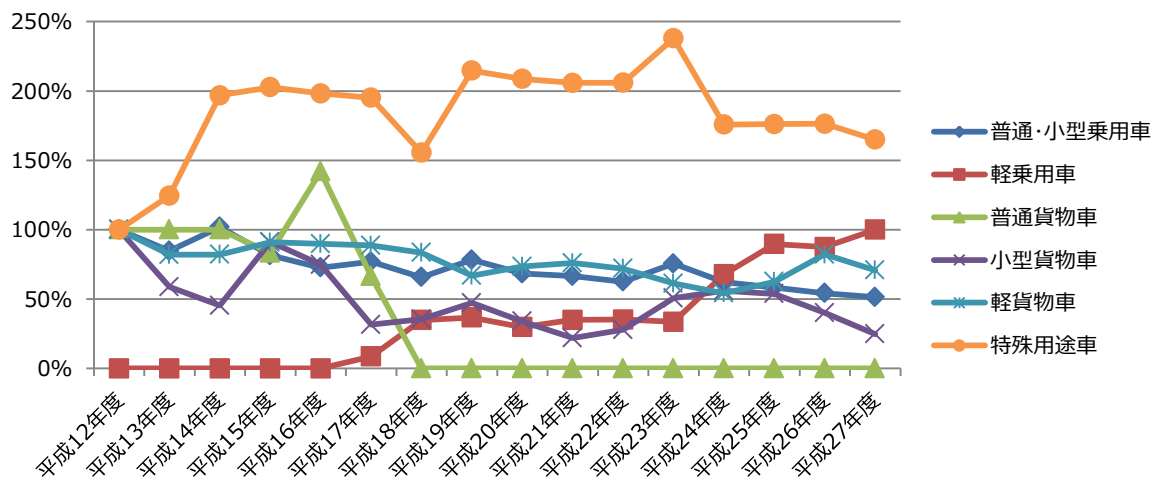


図 6-5 ガソリン車両の走行距離の推移

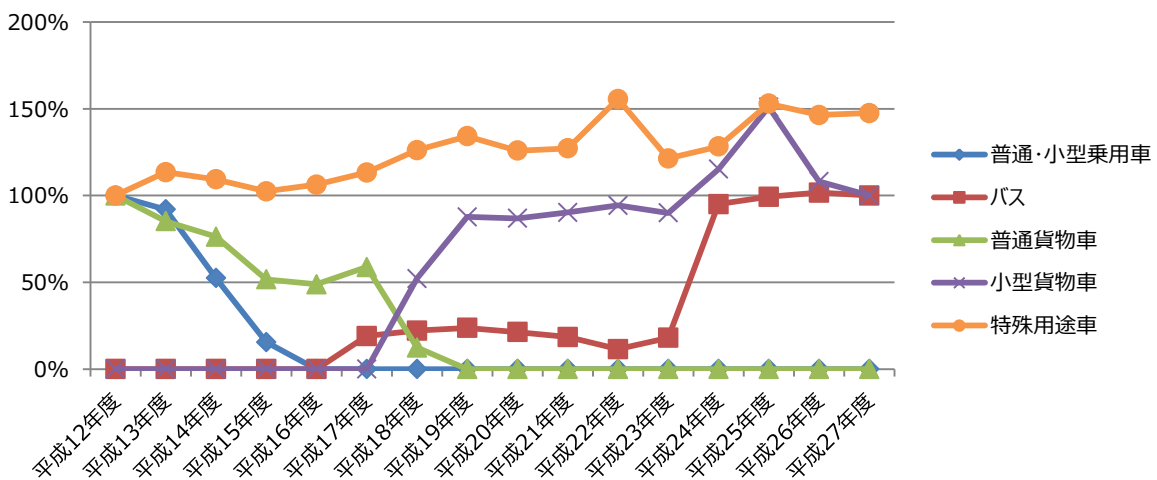


図 6-6 軽油車両の走行距離の推移

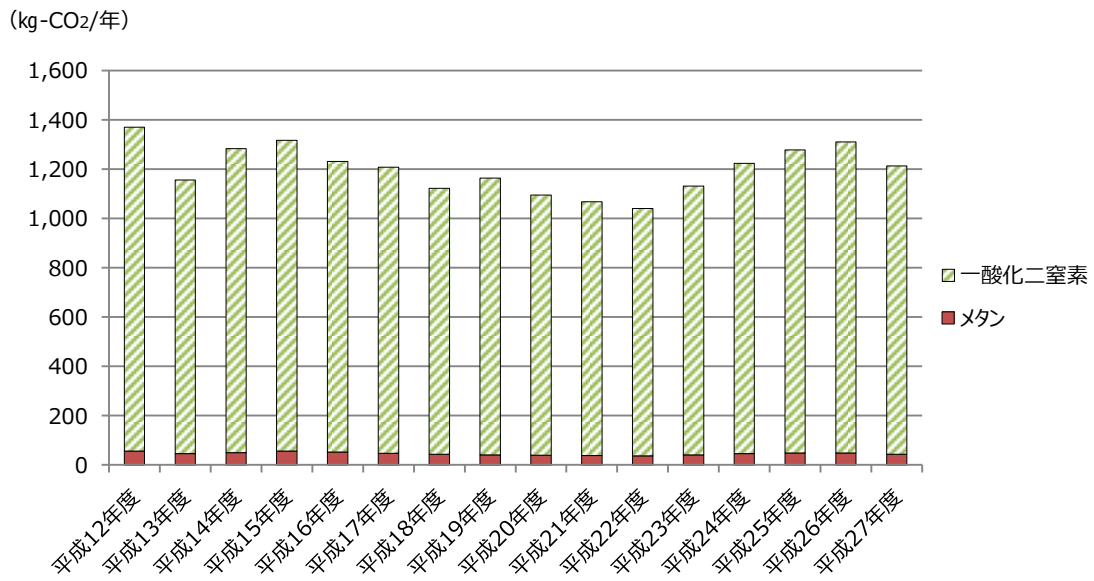


図 6-7 走行に伴う CO₂ 換算温室効果ガス発生量

(4) 一般廃棄物の推移

基準年の使用量を 100%としたとき、一般廃棄物の焼却量は概ね横ばいで推移している一方、一般廃棄物の中に含まれる廃プラスチックの焼却量は大きく変動していることが分かります。

一般廃棄物の焼却は、メタンや一酸化二窒素、二酸化炭素といった温室効果ガスの発生の原因となり、特に、二酸化炭素は廃プラスチックの焼却により発生します。図 6-8 と図 6-9 を照らし合わせると、廃プラスチックの含有量が一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量に影響していることが分かります。

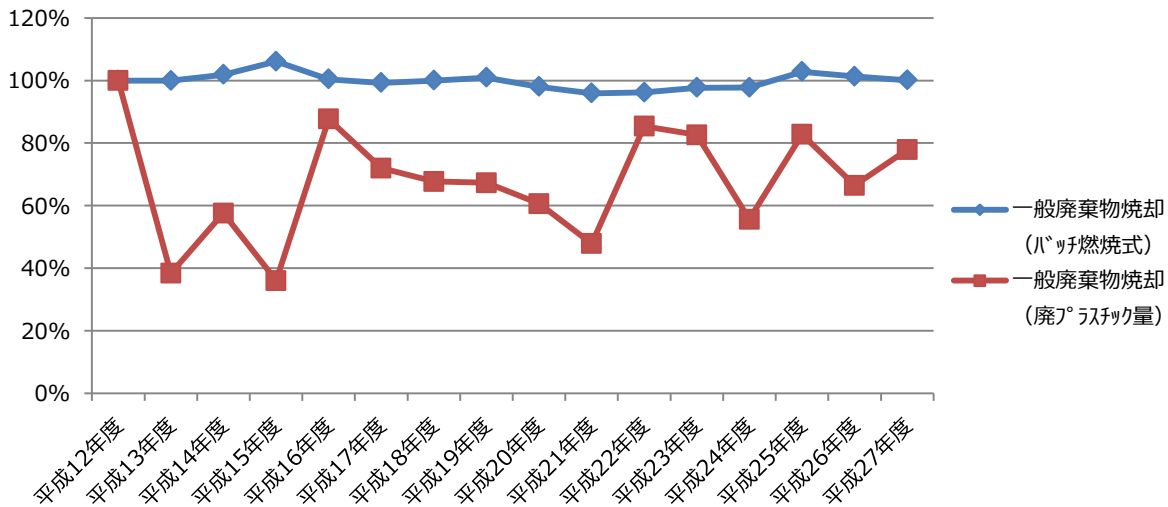


図 6-8 一般廃棄物焼却量と一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却量の推移

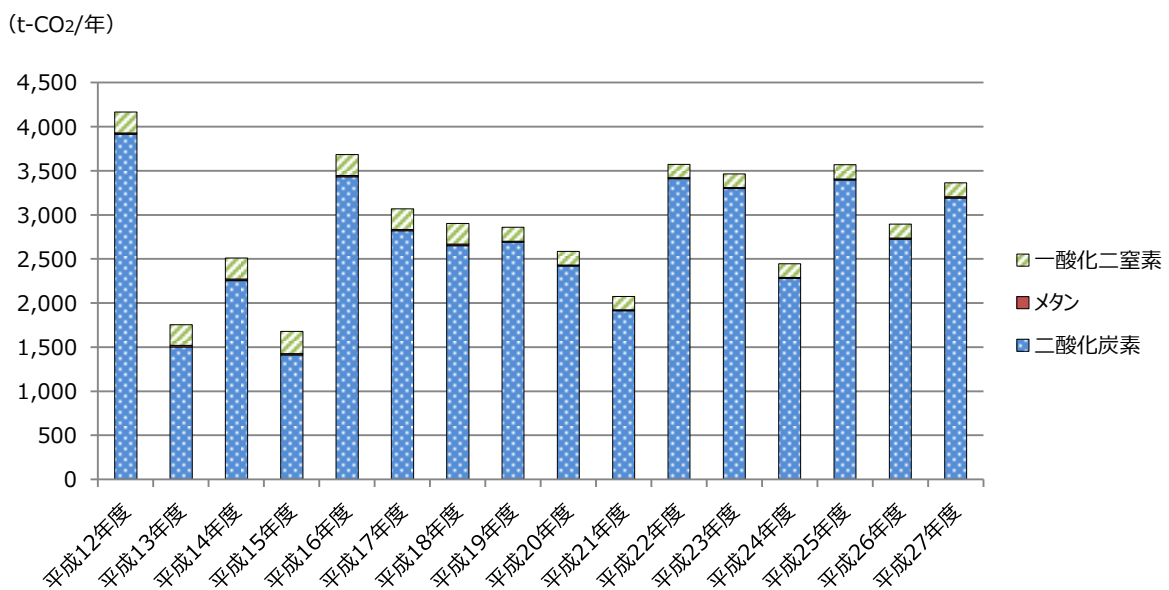


図 6-9 一般廃棄物の焼却に伴い発生する温室効果ガス発生量

第7章 削減目標の設定

第1節 基本方針

島本町環境基本計画の第3番目の基本方針である

「出来ることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（低炭素社会）」

をもとに本町における温室効果ガス排出の削減に努めます。

第2節 削減目標

島本町環境基本計画では、平成27年度から平成36年度の10年間の計画期間内に平成23年度比で二酸化炭素排出量を10%削減、1年当たり1%削減することを目標としています。地球温暖化対策実行計画では、平成12年度を基準年とし削減目標を設定していましたが、本計画では上位計画である環境基本計画に従い基準年をそろえ目標値を設定することとします。

したがって、本計画では平成29年度から平成33年度の5年間で5%の温室効果ガスを削減することを目標とします。なお、基準年比では7%の削減目標となります。

第6章で示した通り、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数の変動により、取組の成果が分からなくなってしまうため、本計画は、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数を、現時点で一番新しい係数である平成27年度算定用の関西電力株式会社の調整後排出係数（0.523 kg-CO₂/kWh）に固定し、目標達成状況を管理します。

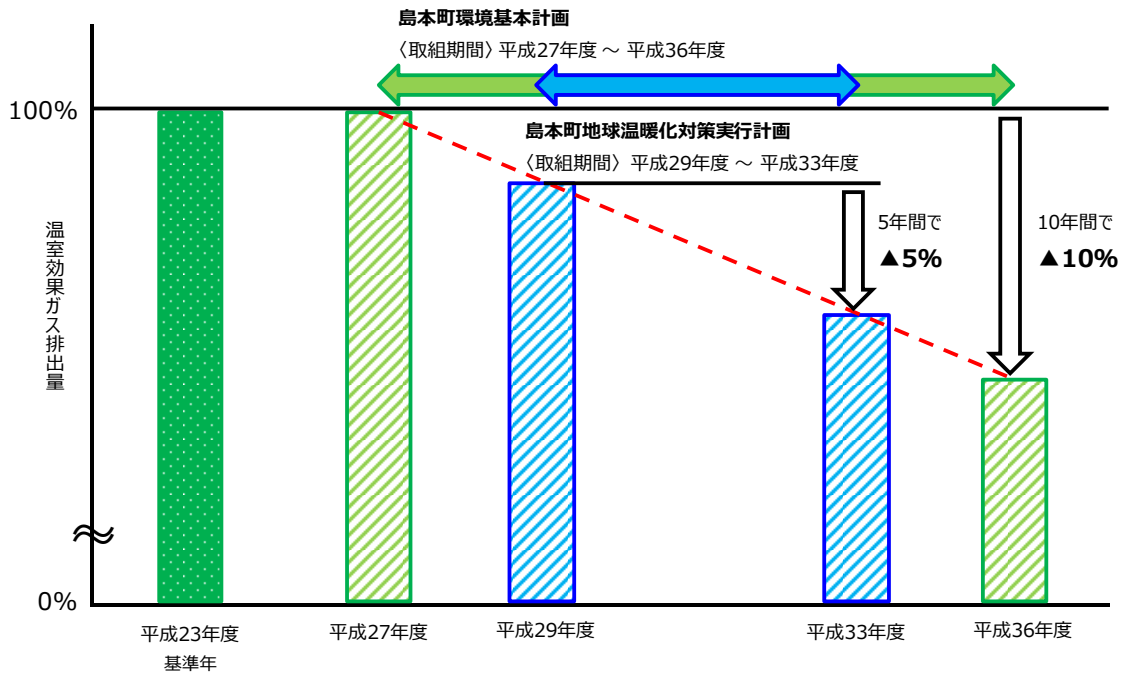


図 7-1 目標設定

削減目標

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間で
平成 23 年度比 7%温室効果ガスを削減

平成 23 年度の活動量を平成 27 年度の関西電力株式会社の調整後排出係数（0.523 kg-CO₂/kWh）を用いて温室効果ガス排出量を再計算すると、**9,108 t-CO₂/年**となります。

着地目標

平成 33 年度の温室効果ガス排出量

8,470 t-CO₂/年

(=平成 23 年度温室効果ガス排出量×0.93)

第8章 削減目標達成に向けた取組

第1節 取組項目

(1) 役所庁舎及び関係施設での取組

第6章で示した取組を継続するとともに、第4章、第5章で示した傾向及び事前に各課・施設の保有機器等について調査した結果から今後の取組を検討します。また、以下に示す対象設備は、省エネルギー化が進んでいるため、新設及び更新時には省エネルギー効率の検討を行います。

〈1〉 空気調和設備、換気設備

1	区画を区切って空気調和する
2	運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気等の有効利用について設定する
3	熱源設備の管理（冷水や温水の温度や圧力）を季節変動に応じ設定する
4	同一区画内での複数台による構成の場合には、効率的な稼働調整をする
5	ファン、ダクト、フィルターなど定期的に保守及び点検をする

〈2〉 ボイラー設備、給湯設備

1	ボイラーの容量や使用する燃料に応じて空気比を管理する
2	空気比を低下させるように設定する
3	蒸気等の圧力、温度、運転時間を管理する
4	複数台使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように設定する
5	効率的な保守及び点検を行い良好な状態を維持する

〈3〉 照明設備、昇降機、動力設備

1	過剰、不要な照明をなくす
2	調光による減光や消灯を行う
3	昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限等を行う
4	ランプ等の清掃及び光源の交換等、定期的に保守及び点検を行う
5	自然採光できるところは、積極的に取り込む

〈4〉 受変電設備、BEMS

1	部分負荷における効率を考慮して、全体効率が高くなるように設定する
2	力率を95%以上とし、進相コンデンサ等を制御するように管理する
3	電気使用設備の稼働を調整することで最大電流を低減する
4	エネルギー損失の少ない機器を採用する
5	電気使用設備や空気調和設備等を総合的に管理するためにBEMSの採用を考慮する

〈5〉 発電専用設備及びコージェネレーション設備

1	高効率運転を維持できるように運転管理する
2	負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理する
3	発生する熱や電気が十分に利用されるように負荷の増減に応じ総合的な効率を高める
4	複数台の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮する
5	補機を含めた総合的な効率を高い状態に維持するように保守及び点検をする

〈6〉 事務用機器、民生用機器

以下に示す機器類は、「エネルギーの合理化に関する法律」（省エネ法）の「第6章 機械器具等に係る措置」に示されているトップランナー制度に該当する機器類です。当初対象機器は11品目でしたが、現在では31品目となっています。

本町では、石油温水機器、複層ガラスを除く29品目の機器類を有しています。新規購入や買替の際には、現在使用しているものと比べどの程度省エネされているのか確認するとともにグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に推進等に関する法律）に基づき購入の検討をします。

1	乗用自動車	16	電気便座
2	貨物自動車	17	自動販売機
3	エアコンディショナー	18	変圧器
4	テレビジョン受信機	19	ジャー炊飯器
5	ビデオテープレコーダー	20	電子レンジ
6	照明器具 (電球形蛍光灯ランプ含む)	21	DVDレコーダー
		22	ルーティング機器
7	複写機	23	スイッチング機器
8	電子計算機(PC)	24	複合機
9	磁気ディスク装置	25	プリンター
10	電気冷蔵庫	26	ヒートポンプ給湯器
11	電気冷凍庫	27	三相誘導電動機
12	ストーブ	28	電球形LEDランプ
13	ガス調理器機	29	断熱材
14	ガス温水機器	30	サッシ
15	石油温水機器	31	複層ガラス

(2) 地域と共に進める取組

〈1〉一般廃棄物の減量の取組

本町の温室効果ガス排出量の約 40%を一般廃棄物の焼却に起因する温室効果ガスが占めています。一般廃棄物の焼却量は、横ばい傾向を示していますが、中に含まれる廃プラスチックの量により温室効果ガス排出量が大きく変動しています。

近年は、一般廃棄物に含まれる廃プラスチック率が 30%前後で変動しており、比較的安定していますので、一般廃棄物の排出量を抑制する活動が必要となります。

ごみの発生・排出の抑制に係る取組は、島本町一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）をもとに推進していきます。

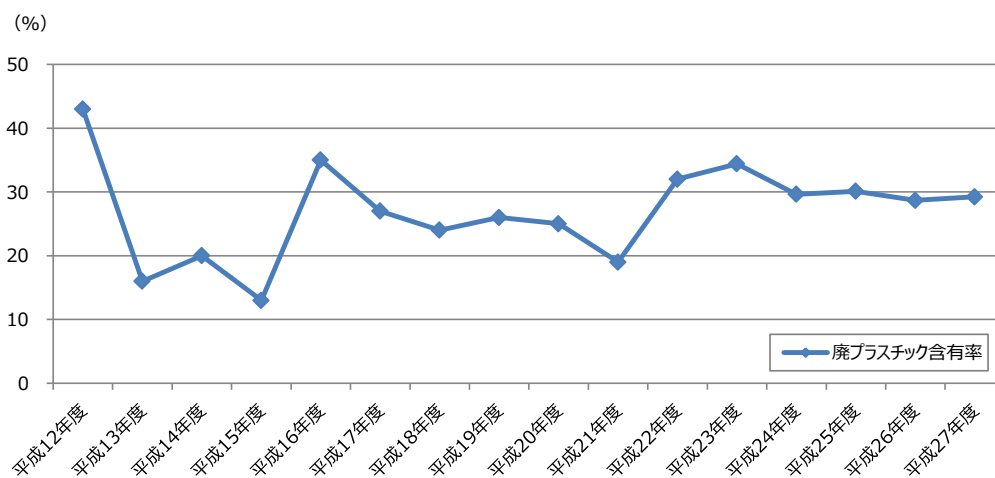


図 8-1 廃プラスチック含有率

〈2〉緑化・森林保全の取組

本町の森林面積は 971ha であり、町域の約 58%を占めています。この恵まれた自然環境は、本町の大切な資源であり、地下水のかん養や、土砂流出の防止などの防災面、自然に触れ合うレクリエーションの場を提供し、憩いややすらぎの場になるなど多様な機能を有しています。また、植林や森林の適正管理により、大気の浄化や二酸化炭素の吸収など温暖化防止の効果が期待できます。

本町では、島本町森林整備計画を策定し、森林整備の基本的な考え方や林業施業の推進について定めています。また、企業との協働による森林整備の推進や環境整備のほか、森林ボランティアの育成や、森林病虫害の防除などにより、森林の保全に努めます。

第2節 情勢の変化への対応

(1) 大阪府温暖化の防止等に関する条例への対応

平成28年3月に、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき定められている大阪府温暖化対策指針が改正されました。新たな取組として、より一層の温室効果ガスの削減を図るため、大阪府が指定する重点対策の取組状況や温室効果ガスの削減状況を総合的に評価する「評価制度」が導入されました。

重点対策として、41項目が取り上げられ、その中でも39項目が必須項目となっています。本町では現在のところ24項目に該当し、実施済み及び実施予定項目が18項目となっています。更なる対策の実施により平成30年度には、重点対策実施率が80%以上になるように推進します。

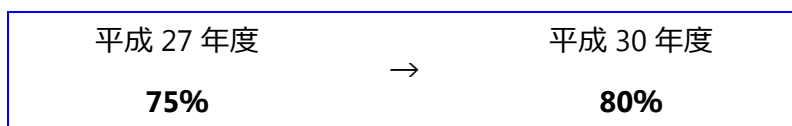


表8-1 大阪府温暖化の防止等に関する条例 重点項目の対応状況

種類	番号	重点対策名	評価	種類	番号	重点対策名	評価	
必須	1	大阪府温暖化防止条例の届出における対応	○	必須	23	コージェネレーションの効率管理	—	
	2	機器管理台帳の整備	△		24	コンプレッサの吐出圧の適正化	—	
	3	エネルギー使用量の把握、管理	△		25	コンプレッサの吸気温度管理	—	
	4	推進体制の整備	○		26	圧縮空気配管図の整備	—	
	5	ピークカット、ピークシフト対策の実施	○		27	エコドライブの励行	○	
	6	オーナー・テナント対策の実施	—		28	自動車の適正な維持管理	○	
	7	ボイラーの空気比の適正管理	—		29	自動車の燃料使用量の把握	○	
	8	ボイラーの効率管理	—		30	高効率な照明設備の導入	○	
	9	ボイラーの圧力・温度の管理	—		31	高効率な高輝度放電ランプ等の導入	×	
	10	蒸気配管のバルブ等の保温	—		32	高効率機器の導入	×	
	11	熱源設備における空気比の適正管理	—		33	エネルギー管理システムの導入	○	
	12	熱源設備の効率管理	—		34	太陽光発電の導入	○	
	13	熱源設備の冷水出口温度管理	—		35	エコカーの導入	○	
	14	空調機の室内温度の適正管理	○		36	カーボン・オフセットの実施	×	
	15	空調機の外気導入量の適正管理	○		37	省エネ診断の実施	×	
	16	空調機のフィルターの定期的な清掃	○		38	環境配慮製品の開発・製造	—	
	17	温度検出器の適正管理	○		39	ヒートアイランド対策の実施	×	
	18	照明の運用管理	○		選択	40	計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減	—
	19	ポンプの流量管理の評価	×			41	事業者独自の取組み	○
	20	ファン、ブロワの風量管理の評価	—		<評価> ○：実施済み △：実施予定 ×：未実施 —：非該当			
	21	地下駐車場の換気管理	—					
	22	給湯設備の適正管理	—					

(2) フロン排出抑制法への対応

フロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法が平成 27 年 4 月から施行されました。以前施行されていたフロン回収・破壊法では、フロンはオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制するために機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収、回収されたフロン類の破壊が進められました。

しかし、冷媒 HFC の急増、冷媒回収率の低迷、機器使用中の大規模漏洩の判明等の問題について、世界的な規制への動きもあり、対応が必要となりました。そのため、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるように改正されました。

本町では、ルームエアコンや冷蔵冷凍庫など冷却用にフロン類が用いられており、全ての機器に対して簡易点検が、設備規模に応じた頻度で定期点検が義務付けられています。

量は少ないものの温室効果ガス換算係数が大きいため、漏れの防止や漏れの早期発見をするためにも定められた頻度で点検を確実に実施いたします。

第9章 推進方策

第1節 推進体制

実行計画は、本町の全職員が着実に実施・運用していく必要があります。そこで本町では、「島本町地球温暖化対策推進委員会設置要綱」を定め、各関連部署の代表者によって組織された「島本町地球温暖化対策推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と各施設で取組の推進を行う「部会員」によって、総排出量削減のための取組を推進し、実行計画に掲げた目標の達成を目指します。

なお、推進委員会の委員、作業部会の部会員の役割は、以下に示す通りです。

(1) 推進委員会の委員の役割

委員は、その所管する組織における取組の推進や取組状況の把握、活動量の把握を総括し、事務局の要求に応じて報告する義務を有します。

(2) 部会員の役割

部会員は、所管する組織の活動量や取組状況の調査を行います。また、取組項目の活動を推進します。

最終改正 平成 28 年 12 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加等に起因する地球温暖化が、自然の生態系や生活環境に重大な影響を及ぼしていることについて、住民等の事業活動や日常生活の営みが大きくかわりを持っていることを認識し、本町の事務及び事業を見直すことにより地球温暖化対策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、島本町地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 島本町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 実行計画に基づく事業の実施及び実行計画の点検、見直し等に関すること。
- (3) その他、実行計画の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第 4 条 推進委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進委員会の委員（以下「委員」という。）の中から副委員長 1 人を指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 6 条 委員は、実行計画の進捗状況を評価し、目標の達成に必要な施策を検討する。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。
- 3 委員は、任期満了後であっても後任の委員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第 8 条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(作業部会)

第 9 条 推進委員会は、所掌事務の具体的検討と作業を行うために作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、別表第 2 に掲げる課等において課長又は係長に相当する職にある者のうち、それぞれの課等で 1 人ずつ指名された者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、環境課長をもって充てる。

(代理出席)

第 10 条 推進委員会に委員がやむを得ず出席できない場合は、当該委員の代理の者の出席をもって充てることができる。

- 2 作業部会に部会員がやむを得ず出席できない場合は、当該部会員の代理の者の出席をもって充てることができる。

(事務局)

第 11 条 推進委員会の事務局は、環境課に置く。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成13年9月5日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職 名
副町長
総合政策部長
総務部長
健康福祉部長
都市創造部長
上下水道部長
議会事務局長
教育子ども部長
消防長

別表第2（第9条関係）

人権文化センター	政策企画課	人事課
コミュニティ推進課	危機管理室	総務・債権管理課
財政課	税務課	福祉推進課
いきいき健康課	保険年金課	住民課
都市計画課	都市整備課	にぎわい創造課
環境課	業務課	工務課
会計課	管理課	警備第一課
警備第二課	議会総務課	教育総務課
教育推進課	子育て支援課	生涯学習課
行政委員会事務局		

第2節 運用管理

本計画は、PDCA サイクルに準拠して、島本町環境マネジメントシステムを管理します。

PDCA サイクルとは、①PLAN (計画)、②DO (実行)、③CHECK (点検・評価)、④ACTION (見直し) という一連の流れにより継続的な改善を図る仕組みのことです。この仕組みを運用することで、温室効果ガスの排出量や排出の基になる活動を把握し、計画の進行状況を定期的・定量的に点検・評価し、その結果を次年度の取組にフィードバックさせます。この一連の流れにより省エネルギー対策など地球温暖化防止に向けた取組の継続的な改善が図られます。

具体的には、以下のフローに示す一連の作業を毎年度実行します。

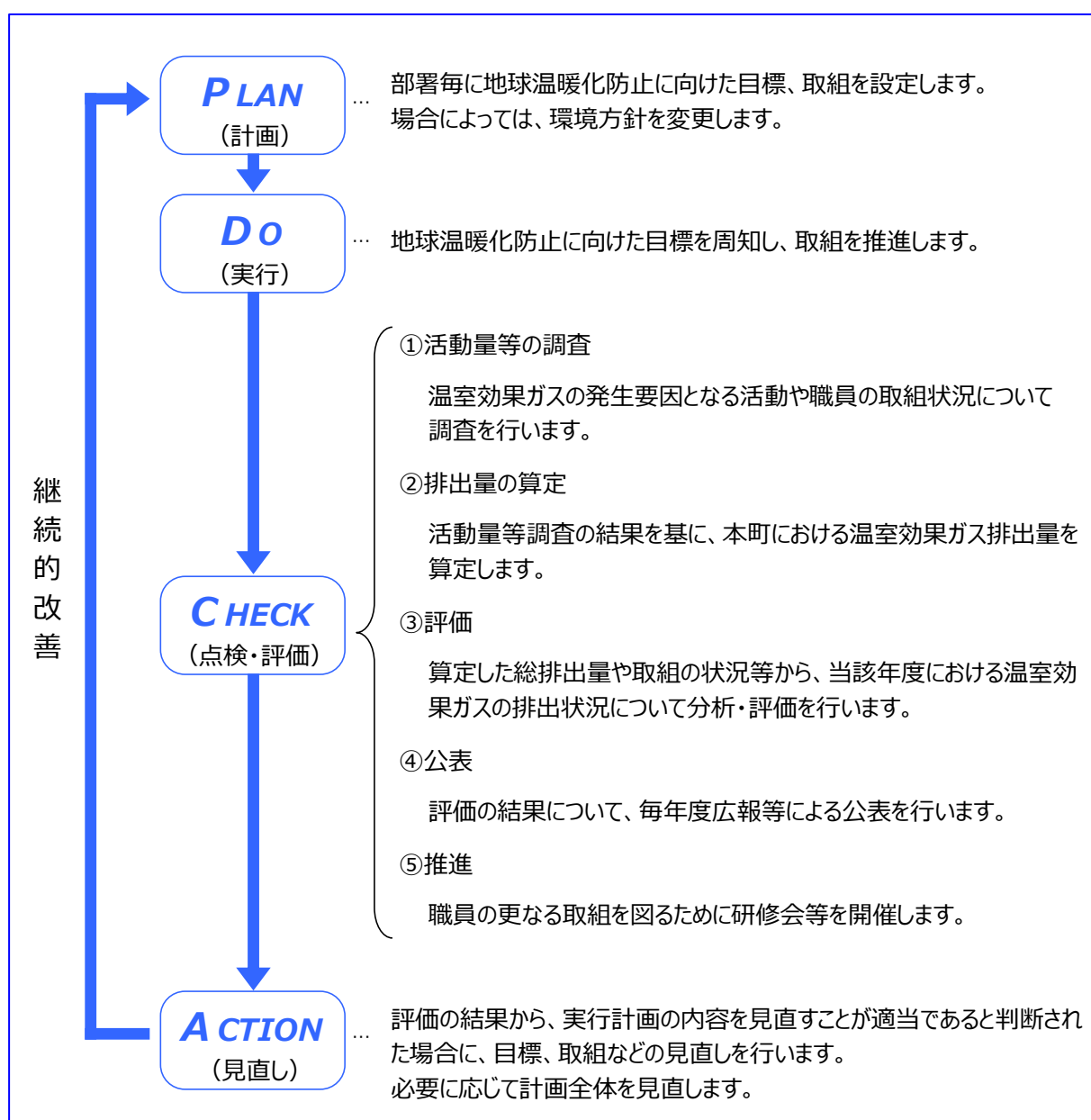


図 9-1 業務フロー

(1) 活動量等の調査及び排出量の算定

以下のフロー従い、活動量等の調査及び排出量の算定を行います。

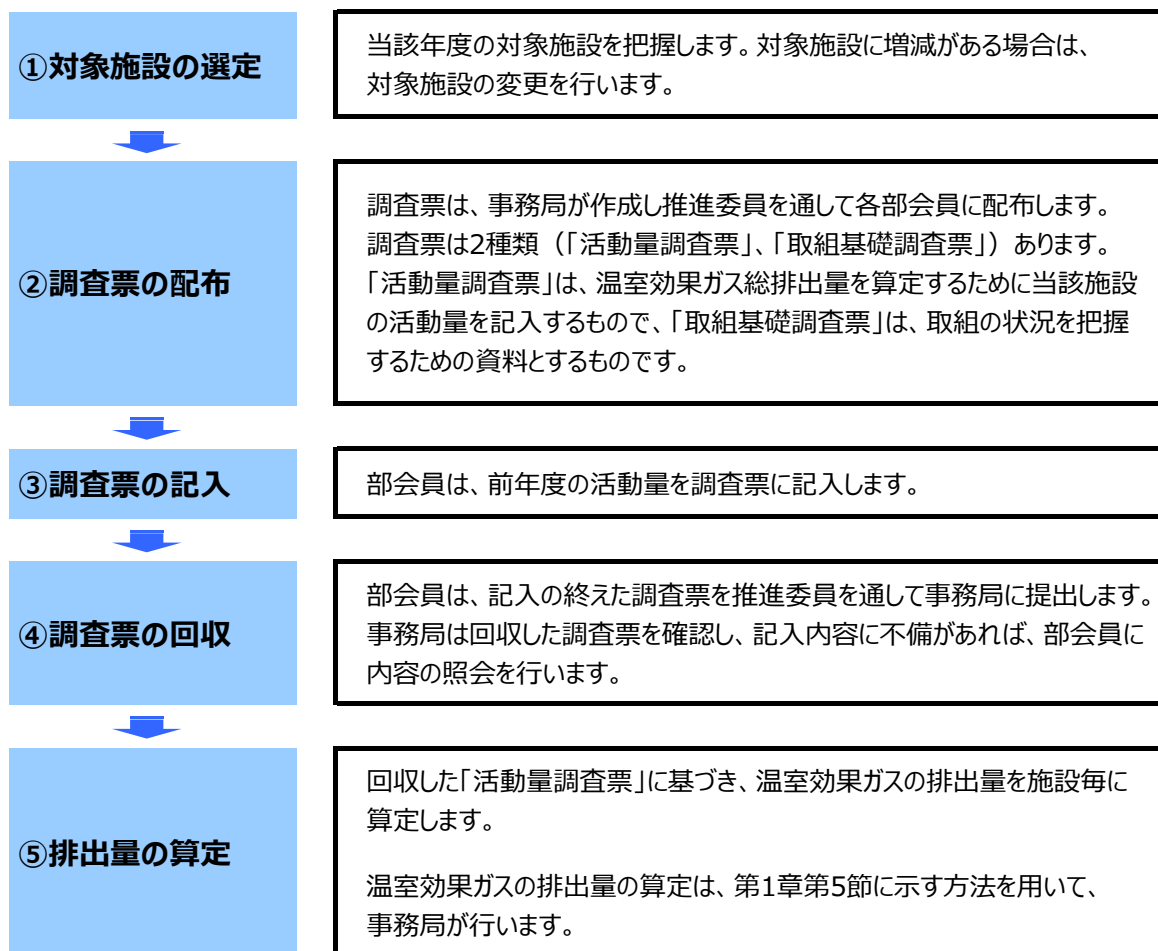


図 9-2 活動量等の調査及び排出量の算定手順

(2) 評価

推進委員会は、当該年度の温室効果ガスの排出の状況について評価を行います。

評価は、当該年度と前年度の総排出量を比較し、その差の要因（変化要因）を分析する方法で行います。

表 9-1 変化要因の例

項目	内容
施設の変更	施設の新築、統合、閉鎖等
設備・機器の変更	設備や機器の導入、更新、廃棄等
燃料の変更	施設や設備の燃料転換等
取組の状況	取組状況の定着度等
その他要因	施設の稼動状況の変更、新規の事業活動、災害の発生に伴う緊急的な事業活動等

(3) 公表

本計画の概要、実施状況、本計画の見直しに関する事項等を「広報しまもと」及び「島本町ホームページ」を通じて速やかに住民に公表します。また、文化情報コーナーに係る資料を設置します。

表 9-2 公表の内容

項目	時期	内容
本計画の概要	本計画策定時 (策定年度)	本計画の概要
毎年度の実施状況	当該年度の温室効果ガス 総排出量の評価完了時 (毎年度)	当該年度における以下の事項 ・温室効果ガス総排出量 ・目標の達成状況 ・評価の内容
本計画の見直し	本計画の見直し時 (適宜)	見直しの理由と内容

(4) 推進

推進委員会は、評価の結果から、目標値の達成に重要と考えられる施設や地球温暖化対策としての取組をさらに啓発する必要がある施設を選定し、その施設を対象とした研修会を開催します。

研修会は、必要に応じて行うものとし、研修会の運営は事務局で行うものとします。

(5) 見直し

評価結果により、目標値の達成が困難な状況が発生した場合、計画の見直しを行います。

計画の見直しは、基本的には、「取組内容の見直し」、「設備導入・変更の検討」、「目標値の見直し」の順に行います。

なお、本計画の目標設定段階で考慮できなかった要因については、それらの要因が明らかになった段階で、「目標値の見直し」を行います。

見直した内容が実行計画の変更を伴う場合は、変更内容を公表します。

表 9-3 見直しの内容

項 目	内 容
取組内容の見直し	取組の追加・変更で目標達成が可能な場合、取組内容を変更します。
設備導入・変更の検討	取組の追加・変更だけでは目標達成が不可能な場合、設備や機器の導入・変更を検討します。
目標値の見直し	どうしても目標値の達成を図ることが困難な場合は、目標値自体の見直し（目標値の下方修正等）を行います。

資料編

基準年の活動量と温室効果ガス排出量

基準年（平成 23 年度） 活動量

項目		単位	平成23年度	備考	
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ/年	17,176		
	灯油	ℓ/年	0		
	軽油	ℓ/年	7,188		
	A重油	ℓ/年	57,334		
	LPガス	kg/年	6,291		
	都市ガス	m ³ /年	76,327		
電気使用量（関西電力）		kWh/年	10,036,541		
電気使用量（新電力会社）		kWh/年	-	新規追加	
自動車 の 走行 距離	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km/年	40,205	
		軽乗用車	km/年	3,674	
		普通貨物車	km/年	0	
		小型貨物車	km/年	12,036	
		軽貨物車	km/年	37,969	
		特殊用途車	km/年	21,094	
	軽 油	バス	km/年	5,806	
		普通・小型乗用車	km/年	0	
		普通貨物車	km/年	0	
		小型貨物車	km/年	1,280	
		特殊用途車	km/年	9,172	
	自動車用エアコン使用時のHFC排出量		台/年	46	
自動車用エアコン廃棄時のHFC排出量		kg/年	0		
購入した噴霧器内のHFC封入量		kg/年	0		
第一種特定製品等のHFC排出量		kg/年	-	新規追加	
一般廃棄物焼却（バッチ燃焼式）		t/年	6,928		
一般廃棄物焼却（廃プラスチック量）		t/年	1,225		
ガス・ガソリン機関（定置式）における燃料使用量		-/年	818		
し尿処理設備での処理量		m ³ /年	928		
浄化槽を使用している職員数		人/年	-	第三期計画より追加	

基準年（平成 23 年度） 温室効果ガス排出量

項目		単位	平成23年度	備考
C O 2	ガソリン	kg-CO ₂	39,877	
	灯油	kg-CO ₂	0	
	軽油	kg-CO ₂	18,827	
	A重油	kg-CO ₂	155,354	
	LPガス	kg-CO ₂	18,874	
	都市ガス	kg-CO ₂	158,734	
	電気使用量（関西電力）	kg-CO ₂	5,249,111	
	電気使用量（新電力会社）	kg-CO ₂	-	新規追加
	一般廃棄物焼却（廃プラスチック量）	kg-CO ₂	3,301,106	
C H 4	自動車の走行	kg-CO ₂	42	
	一般廃棄物焼却（バッチ燃焼式）	kg-CO ₂	10,912	
	ガス・ガソリン機関（定置式）における燃料使用	kg-CO ₂	38	
	し尿処理設備での処理量	kg-CO ₂	35	
	浄化槽によるし尿・雑排水の処理	kg-CO ₂	-	第三期計画より追加
N 2 O	自動車の走行	kg-CO ₂	1,091	
	一般廃棄物焼却（バッチ燃焼式）	kg-CO ₂	152,915	
	ガス・ガソリン機関（定置式）における燃料使用	kg-CO ₂	6	
	し尿処理設備での処理量	kg-CO ₂	1	
	浄化槽によるし尿・雑排水の処理	kg-CO ₂	-	第三期計画より追加
H F C	自動車用エアコン使用時のHFC排出量	kg-CO ₂	897	
	自動車用エアコン廃棄時のHFC排出量	kg-CO ₂	0	
	購入した噴霧器内のHFC封入量	kg-CO ₂	0	
	第一種特定製品等のHFC排出量	kg-CO ₂	-	新規追加
合計		kg-CO ₂	9,107,820	

用語解説

〈アルファベット順〉

● BEMS

BEMSとは、Building Energy Management Systemの略称で、建物のエネルギーマネジメントシステムのこと。正式には建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、これを省エネルギーに役立てていくためのシステムと定義され、具体的には計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置などで構成されるシステムとされる。

● CO₂

二酸化炭素を参照。

● HFC

ハイドロフルオロカーบอนを参照。

● IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Changeの略）。国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。

● PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

〈あいうえお順〉

〈あ行〉

● 一酸化二窒素（N₂O）

分子量 44.01 で常温、常圧で無色の気体。吸入すると陶酔効果があることから笑気ガスとも呼ばれる。

● 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項（以下、「法」という）において、産業廃棄物以外の廃棄物をいう、とされている。主として家庭から排出されるごみやし尿のことを指す。

● エコドライブ

燃費を向上させるために乗り物のユーザーが行う施策や、そうした施策のもとに行う運転のことである。環境省では、「エコドライブ10のすすめ」として、①ふんわりアク

セル「e スタート」、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離そう、④エアコンの使用は適切に、⑤ムダなアイドリングはやめよう、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう、⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備、⑧不要な荷物はおろそう、⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう、⑩自分の燃費を把握しよう、という取組を推奨している。

🌍 エネルギー起源二酸化炭素

燃料の燃焼や電気の使用で発生・排出される二酸化炭素のこと。

🌍 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

🌍 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

〈か行〉

🌍 環境基本法

日本の環境保全についての基本理念を示した法律。1993 年に制定。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

🌍 環境マネジメントシステム

事業者が経営方針で定めた環境方針や目標の達成に向けて取り組む「環境マネジメント」（環境管理）を進めるための、工場や事業場における体制や手続きなど一連の仕組みのこと。

● **かん養**

地表の水（降水や河川水）が地下に浸透し、地下水となること。

➤ **水源かん養機能**

①降水が一気に河川に流出して急激に増水するのを抑制する。②降水を多く貯えて、ゆっくりと時間をかけて流し出す。土壌を浸透する間に水質を浄化する。という機能のこと。

● **グリーン購入法**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の別称。2001年4月より全面施行され、国等の機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民もグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めている。対象品目は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、判断基準、配慮項目が制定されている。

● **コージェネレーション設備**

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムを持った設備のこと。

〈さ行〉

● **三ふっ化窒素（N₃F）**

分子量 71。無色、有毒、無臭、不燃性、助燃性の気体である。半導体化学でエッチングガスとして使われるため、使用は増加傾向にある。

● **実排出係数**

電力会社が販売した電力を作る過程で排出された実際の二酸化炭素の量が反映された数字。

● **省エネルギー**

同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られる様にする。略して省エネと言われることも多い。

● **植生**

地球上の陸地において、ある場所に生育している植物の集団のこと。

● **進相コンデンサ**

交流回路において力率を改善するために挿入するコンデンサである。

● **生態系**

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。

〈た行〉

● 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

● 地球温暖化係数

二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された議定書内容の実施のための国内法。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

● 調整後排出係数

評価がある程度平等になるよう計算を加え、さらに京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量等が反映された最終的な数字。

● 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

● 低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の5車種を指す。

● トップランナー制度

エネルギー多消費機器のうち省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度のこと。1999年の省エネ法改正により、民生・運輸部門の省エネルギーの主要な施策の一つとして導入された。

〈な行〉

● 二酸化炭素 (CO₂)

分子量 44.01。地球上で最も代表的な炭素の酸化物であり、炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じる。気体は炭酸ガス、固体はドライアイス、液体は液体二酸化炭素、水溶液は炭酸・炭酸水と呼ばれる。

〈は行〉

● ハイドロフルオロカーボン (HFC)

代替フロン (だいたいフロン) と呼ばれ、特定フロン (クロロフルオロカーボン 略称: CFC) の代替として産業利用されている合成化合物 (ガス) である。同じ代替フロンの仲間にはハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 類がある。

● 廃プラスチック

使用後廃棄されたプラスチック製品とその製造過程で出たプラスチックのかす、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこと。廃プラスチックは一般廃棄物系廃プラスチックと産業廃棄物系廃プラスチックに分けられる。

● パーフルオロカーボン (PFC)

フッ素と炭素からなる不活性の化合物。「PFC」もしくは「PFCs」と略される。電子部品や電子装置の気密性のテスト用の不活性液体や、半導体のエッチングや洗浄に用いていた。また代替フロン類として、陸上や船舶などでの消化剤としても用いられる。オゾン層の破壊はしないが、二酸化炭素の数千倍という強力な温室効果を持つため、現在ではその排出が厳重に規制されている。

● 非エネルギー起源二酸化炭素

工業プロセスの化学反応で発生・排出されるものや、廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素のこと。

● フロン

フルオロカーボン (炭素とフッ素の化合物) のこと。そのうち、CFC (クロロフルオロカーボン) と HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) がオゾン層破壊物質。また、HFC (ハイドロフルオロカーボン) のことを一般に「代替フロン」という。HFC は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない。

● フロン回収・破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類 (クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) を適切に回収することが必要であることから、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定された。

● フロン排出抑制法

フロン回収・破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）として平成 27 年 4 月 1 日から施行された。

● フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

フロン排出抑制法を参照。

〈ま行〉

● メタン

分子量 16.04。常温、常圧で無色、無臭の気体。最も単純な構造の炭化水素で、1 個の炭素原子に 4 個の水素原子が結合した分子である。

〈ら行〉

● 緑地

都市計画・法律用語としては、「交通や建物など特定の用途によって占有されない空地进行を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」を意味する。

● 六フッ化硫黄（SF₆）

分子量 146.06。硫黄の六フッ化物である。硫黄原子を中心にフッ素原子が正八面体構造をとっている。常温常圧においては化学的に安定度の高い無毒、無臭、無色、不燃性の気体で、大気中での寿命は 3,200 年である。

第四期島本町地球温暖化対策実行計画

平成 29 年 3 月

発行：大阪府島本町

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

TEL (075) 961-5151 (075) 962-2863 (直通)

編集：島本町 都市創造部 環境課